

厚岸町議会 令和５年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和５年12月８日

午前10時01分開会

●委員長（桂川委員） ただいまから、令和５年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

●委員長（桂川委員） １目衛生予防費。
10番、堀委員。

●堀委員 衛生予防費でお聞きします。

有害動物対策でスズメバチ駆除用消耗品の計上がされております。定期監査資料によると、令和４年は23件のスズメバチの駆除件数だったのですが、今年は何件でこのような補正計上となったのか教えてください。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） スズメバチの関係でございます。本年度はスズメバチの巣の駆除、令和５年233件となっております、４年度が23件ですので、約10倍程度になっております。本年のスズメバチの駆除につきましては、例年より１カ月くらい早い段階から先月11月くらいまで来ているということで、１日多いときだと十数件来ているということでございます。そのため、スズメバチの巣の駆除の薬が、殺虫剤が足りなくなりまして、今回補正をしているというところでございます。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 この増えた要因というのは、やはり気候的な要因というのが一番なのでしょうか。これについて何か分かることがあれば教えていただきたいと思いますのですけれども。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 特に春の気温の部分が高ければ大発生するということも聞いておりますが、ただ北海道の衛生研究所では因果関係はつかめていないという部分も発表されております。経験上でいくと、やはり春またはその夏場の、今年もかなり暑かったのですが、そういうのも影響しながら、厚岸町だけではなくて管内的にも大体こ

のような数字になっているということで、かなりの大発生をしているというふうに捉えているところでございます。

(「分かりました」の声あり)

●委員長（桂川委員） ほかに、1目ありませんか。

2番、室崎委員。

●室崎委員 私も有害動物でお聞きしますが、エキノコックス症対策、これはどういうふうになっていますか。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） エキノコックス対策でございます。当初予算でエキノコックスの病害動物の対策ということで、キツネ8頭分、これは検体調査のためのということで予算を計上させていただいております。エキノコックスにつきましては、抗体検査を毎年実施しております。昨年度、保健所のほうに5頭持って行って、2頭陽性、3頭陰性。今年につきましては、1頭陽性、4頭陰性ということでありました。いずれにしても、エキノコックスについては町内ではまだ倍加しているというふうには捉えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 エキノコックス症対策として非常に有効だとされているのに、主にキツネですが、駆虫剤の散布、早くいうと虫下しですね、これがあるというふうに言われて、道内各地で既に行われています。ニセコ町なんかは厚生文教常任委員会で何年か前に視察に行って資料をもらってきているのですが、それを見ると、当時、調査3頭に1頭だったのかな、三十三.何%の罹患率だったのが、1%にまで下がっています。

どういうやり方かというのは、課長らに対して言うのは釈迦に説法なのですけれども、要するにエキノコックスという寄生虫は卵、幼虫、それから何と読むのか分かりやすいように今親虫と言いますけれども、その3段階があって、卵の状態で環境中にあると、それに汚染されたものをネズミが食べると。ネズミのお腹の中に入った卵はそこで孵化して幼虫になる。これは人間の場合でも同じだそうです。このネズミをキツネ、イヌ科の動物が食べるとイヌ科の動物の中で幼虫は親になって卵を産むと。そして、キツネや犬の糞便とともにまた環境中に卵が放出される。その循環を断ち切るために、キツネの虫下しを飲ませることで、非常に効率よくこの循環を断ち切って、エキノコックス対策に有効であるという話がありまして、厚岸町もたしかこのベイトの散布というのを行ったというふうに聞いているのですが、今の話の中に全く出てこないのだけれども、これはやってみたけれどもやめたのですか。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ベイトについてでございます。ベイトにつきましては、今委員おっしゃったとおり、ニセコ町の取組を参考に令和4年8月から取り組み出しました。現在も取り組んでいるところでございます。内容といたしましては、駆虫薬入りのベイトを道路脇に散布をし、尾幌と大別、約12キロの距離を100キロメートルおきにベイト120個を毎月散布しております。なお、餌につきましても、備蓄食料、パンを、消費期限切れを使うということで、そういうものでやっております。

なお、効果としては、先ほど言ったとおり、陽性が2頭から1頭になっている。特に尾幌と大別で捕まえた部分のキツネを、検体を中心に持っていつておりますので、それを検査したところ、少しは少なくなっている。また、来年も2月に検体を出す予定でございます。これらを見ながら、効果があるかどうかを見ていきたいと考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ニセコだけではないのですけれども、ほかの町のデータを見てみましても、今厚岸のやり方は振興局のほうに持っていくためのということなのですかね。キツネを捕殺して、それを検体として使っているわけですね。ですから、数もごくわずかですね。ところが、このベイトをやっているところでは、キツネの糞の採取をして、それによってその地域のキツネの罹患率を調べるという方法を取っていますよね。

それで、これもニセコでお聞きしたのですが、そんなことでだぶらないのかということ聞いたのですが、キツネは相当縄張り意識が強いので、それぞれの地域のところで押さえるということ、大体個体の重複があまりなくできるのだというようなことも研究者のほうでは分かっているという話がありました。そういうことを含めて、やはりデータをきちんと取っていく必要があるのではないかと。

今のお話ですと、検体と言ったって、厚岸中で4とか7とかそのくらいの数字ではなかったでしょうかね。それで広範にまいたうちの何匹生息しているキツネの中の何匹が獲れたのかということになってくるでしょうし、といって正確な数字を出そうとぼんぼん野生生物殺すわけにもいきませんよね。そういうことを含めて、データの取り方についても検討いただきたいのですがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） ベイトでございますが、ベイトについてはキツネの体内からエキノコックスが虫下しを食べさせたことによって排出されて、ただベイトを食べてもキツネは死なないということで、今言われたとおり、キツネは縄張り強いものですから、エキノコックスに感染したキツネの侵入を防ぐことになるということで、大変効果があるというふうに考えているところでございます。

検体については、管内の状況の中で、各市町村5体を上限というふうに保健所のほう

でもなっております。また、糞につきましても、私、現地に何回も行って、糞を確認しておりますが、なかなか糞が見つからないのです。なので、検体数についても、過去に大学に別に調査したときもありましたので、その辺も含めて、糞の採取につきましても、専門家のほうから聞きながら、今後研究、検討しながらやっていきたいと考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ぜひ専門家、そういう知識のある人の助力を得ながら、効率的な対策を取っていただきたい。これが、今いろいろな自治体でもって発表されているような非常に効果のあるものであるならば、町場でもやっていただきたいのです。この頃、一時、何かキツネに伝染病がついたらしくて、極端にキツネの数が減った時期もあったようですが、今随分回復してきて、まちなかでもちらちら見かけるようになってきていますので、だから見つけ次第殺せという意味では決してありませんので、エキノコックスというようなものを持っているものをなるべく押さえ込むという意味では、非常にベイト法は効果があると。殺さなくても済むということになるのであれば、大いに結構だと思いますので、その辺りを含めて、よろしくご検討をいただきたい。

また、それによる効果とか、そういうものが試験的にもデータが出ました場合には、議会にも示していただきたい。よろしくお願いします。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） キツネの市街地につきましては、箱罟等で今対策をしております。その中に、今後、餌の中にベイトも含みながら実施をしていきたいと考えているところでございます。

なお、それ以外の部分につきましても、先ほど答弁したとおり、専門家等々、研究しながら今後進めていきたいと考えているところでございます。

（「データのこと」の声あり）

●環境林務課長（真里谷課長） 失礼しました。

現在まだ保健所の5頭しかございませんが、何らかの結果が出たら、厚生文教常任委員会のほうに報告していきたいと考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 1目、ほかにございませんか。

3番、佐藤委員。

●佐藤委員 衛生予防費でお聞きします。41ページ。公衆浴場の関係で一つをお聞きをいたしたいと思います。

我々、子どもの頃というのか小さい頃は、たしか厚岸町で4件ほどの公衆浴場があっ

たというふうに記憶しておりますけれども、現在は真栄町に1件ということでございます。厚岸町も、北海道もそうですが、いろいろ補助金を出しながら経営を支えているということでもありますけれども、何せ公衆浴場ですから、金額が、料金は赤字だから勝手に上げるとかできないわけですね。そんなことで、今たしか大人490円だと思いますけれども。

今までもそうですけれども、電気代が上がったとか下がったとか、燃料代が上がったとか下がったとかいろいろあるのですが、現在の状況では相当電気代についても燃料代についても上がり方が激しいと言いますか、そういうような状況が続いている中で、今の実質的な経営者は60代の人ですから、年齢的には問題はないと思います。それで今までも厚岸町も公衆浴場が1件であるが故に、なくなったら困るなということで、例えば設備を更新するときにもいろいろお手伝いをしている状況になっております。

それで、この1件の公衆浴場、これから維持していただくと言いますか、そういう中で、経営者のほうから今後の経営上の問題として、年齢の問題は別にして、採算的にもやっていけないとか、いろいろな経営上の問題が町のほうに相談があるのか。あるいは、公式ではににしても町のほうから今後の経営についての相談というのか、どう考えているのかというようなことを問いかけたり、公式、非公式は別にして、そういうお話が現在まであったのか。その辺まずお聞かせいただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 公衆浴場についてでございます。公衆浴場につきましては、廃業を防止するためにいろいろ対策を打っているところでございます。何点かその内容を説明しますと、まず経営補助ということで、一定基準よりも下回る入浴のある場合に、道の基準、約20万円ですけれども、20万円を同額町が補助をするというのと、それから燃料費につきましても、実際かかった分の半分の補助をする。それから修繕、今回補正にも上がっておりますが、修繕する場合は95%の補助をするということで、何とか廃業を防止するため、公衆浴場の部分ということで要綱をつくりながらやっているところでございます。

経営につきましては、前のよくご存知だと思いますが、お母さんのほうから60代の息子さんのほうに経営移譲したと。なかなかやはり施設も古い、それも直しながらやっていくと。また、入浴者も微減ですけれども、徐々に減っているという中で、なかなか厳しい状況ではありますが、ただ、今の段階ではこのまま続けていきたいということでは聞いているところではございます。

●委員長（桂川委員） 3番、佐藤委員。

●佐藤委員 そういう答弁になるのですよね。いずれにしても、1件しかないわけですから、もしこれが仮に廃業するということになった場合、今、ほとんどのうちは家庭の中にお風呂があるわけですが、しかし、世帯全部100%が家庭に風呂があるかというのと、必ずしもそうではないということになれば、これ、果たしてどうするのだろう

な、その頃私いるかどうか分かりませんが、そんなことをちょっと補正予算の議案書を見ながら感じたのですが。いずれにしても、経営されるのはあちら側ですから、町のほうは支援する立場でしかないわけですが。いずれにしてもやはり設備の助成も含め、あるいは経営上の助成も含め、あるいはそれ以外の経営上の相談も受けながら頑張っていたきたいなということしか私も言えないのですが、常々やはり情報と言いますか、お話し合いをしながら、何とか少しでも長く経営を続けていっていただけるような支援をこれからも考えていただきたいというふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 唯一であります公衆浴場を守るために、町としても今言った対策を今後も継続しながら、さらに経営者の方とは、たしか毎月1回役場のほうに来られてお話もしておるところでございます。常にそういうコミュニケーションを取りながら、今後守っていくという部分で支援していきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 全くだぶったのです。3番、佐藤委員と。確認をさせていただきます。今回の補修、提案理由にもあります。煙突の修理ということなのですが、どのような修理をされるのか、まず1点お尋ねをさせていただきます。

それから、今説明がありました。道からの20万円を含めて、修繕95%が町の補填、それから燃油代の2分の1。今回の修繕費も含めて、令和5年度、現時点で総体でそれどれなんぼになるのか教えてください。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 今回の修繕でございます。煙突の修繕ということでございます。内容的には煙突の先端にカバーされておりますが、経年劣化、また風とか雨による劣化によりまして、機能が低下しているということで、損傷や落下する恐れがあるということで、まずこれを修繕すると。それから、煙突の下の部分の灰を掻き出す窓があるのですが、これが壊れてしまったということで取り替え修繕。それから、定期的に専門業者が清掃しておりますが、それが手の届かない、煙道の中に手の届かないところがあるので、途中に煙道に口を設けて、きちんと掃除できるようにということで、この3点ということで、今回補正を計上しているところでございます。

それから、当初予算の部分でございますが、まず経営補助として20万円。それから燃料助成として、これは前年度の燃料実績額の2分の1を助成するというところで86万円。それから、修繕につきましては、今回出ております22万円ということで支援をしているところでございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 大変明解な答弁ありがとうございます。よく分かりました。

大分以前だと思えるのですけれども、元谷口議員がこの問題で、もうそろそろ支援を再考する時期ではないのかという意見がございました。そのときも今と同じような答弁でございました。たった今、今後の支援についての考え方、聞かせていただいたのですけれども、私もやはり、ここを利用される人、方法以外ないのであれば、やむなしというふうに理解に立つのですが、今の答弁を聞いていますと、当面は町としては支援をしていくのだと、こういう考えに立っているというふうに理解をさせていただいたのですが、改めて伺います。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） 公衆浴場でございます。町内唯一の公衆浴場ということで、風呂もない、またはない方もおられます。また、町外から来られる方、また、船で来られる方も公衆浴場を使っているということで、年間約6,000人から7,000人くらい今使っているところでございます。やはり唯一の町内の公衆浴場を守っていくのが町としての責務というふうに考えておりますので、これは継続して支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 1目、ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 進めてまいります。

2目健康推進費。

10番、堀委員。

●堀委員 先ほどのスズメバチが令和4年に比べて10倍ぐらいいも増えたと。数が増えれば、当然刺される人も増えるのかなというふうに推察されるのですけれども、実際、例えばスズメバチに刺されたからといって町立病院のほうに受診されたり、また、健康相談なりといったものというのは、数として把握はされているのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうから、その状況ですけれども、全体ですけれども、人数については何人というふうには押さえておりませんけれども、ただ、今年に関しては例年よりやはり多いというのは確かな、受診されている方が多いということになってございます。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 怖いのが抗体ができて1回目はまだいいのでしょうけれども、2回目以降の刺されたときのアナフィラキシーショックを発生する恐れが高いといった中で、その抗体反応を抑えるための薬とかというようなものもあるやに聞いているのですけれども、受診された方々には、当然そういうショックを抑えるような薬というものの処方なり何なりというのは可能かなというふうに思うのですけれども、刺された人が全員が全員、病院のほうにかかっているわけではないといった中では、やはり私だと子どもの頃だと蜂に刺されても父親に唾かけられてなおされて、ただ放っておかれたような世代なので、病院にかかるというのはあまり考えないのですけれども、そういう人方もやはり2回目以降、刺されたら、やはりショックというものがいきなり起こる可能性というものがあるといった中で、そういう危険性をやはりしっかりと周知をするものが必要ではないのかなというふうに思います。

また、1回でもそういう刺された経験のある人方が抗体があるのかどうなのか、そういうしっかりとした検査というものも、こうやって多くなってくれば、やはりやっていくべきではないのかなというふうに思うのですけれども、この点についてはいかがお考えでしょうか。

●委員長（桂川委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 私のほうから蜂に刺されて受診された方で心配される方が非常に多くございまして、その場合は液点処方を希望される方も結構いらっしゃいます。その中でも従事されている、職業というのですか、やはりそういった山に入ることが多いとかという場合には、そういうのが周知されておりますので、そういったオーダーがあるというのは実際に今年については多いというようなことになってございます。

あとは、その周知、それについては担当の保健福祉課のほうから答弁させていただきます。

●委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 特に今年はスズメバチの発生が多かったということもありますが、例年、一応、スズメバチの発生時期前に周知を行うように心がけております。特に、先ほどの話でいきますと、多い年、少ない年あると思いますので、その状況も踏まえて、できるだけ健康被害という観点で、危険にさらされないような予防を周知していきたいというふうに考えております。

（「抗体検査の」の声あり）

●保健福祉課長（早川課長） 周知の中にそういったこと、それから相談をしていただく

ということも含めて、今までは一般的な周知しかしていないという状況ですが、今のお話の部分も含めて考慮していきたいと思います。

(「分かりました」の声あり)

- 委員長（桂川委員） 2目、ほかにありませんか。
4番、金子委員。

- 金子委員 430の妊娠・出産包括支援についてなのですが、提案理由説明書とかを見ても、出産に対しての支援とか、そういうのは見受けられるのですが、妊娠に関しての支援というのはどういうことなのか、端的に教えていただきたいと思います。

- 委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

現在、子ども施策については、ここ数年、事業が充実されてきたという状況があります。一般的には、妊娠が分かった段階で母子手帳を交付されるということで、母子手帳交付時に保健師が面接を行って、妊娠時期から出産までの本人の健康管理のこと、それから定期的に行かなければいけない妊婦健診の受診。妊婦健診の受診につきましては、各回数に応じて、うちのほうで受診券を交付して勧奨をしております。現在、さらに行うこととして、妊娠初期に加えて、妊娠中期に電話等においても状況の確認をしていくということなども行っております。また、現在はスマートフォンのアプリを活用しまして、母子モというアプリなのですが、その中に妊娠、出産、それから育児にも使えるような情報等の情報提供を行っているというようなことを実施しております。

今年度から、妊娠時応援給付金として5万円、出産時に5万円の給付という事業も行っておりますので、このときには給付要件としまして、アンケートを行って、面接を行うということも必須となっておりますので、そういった事業を実施しております。

- 委員長（桂川委員） 4番、金子委員。

- 金子委員 今ご説明いただいたのは、多分、妊娠してからの話だと思うのですが、世の中でやはり妊娠するまでの経緯で不妊治療をしている人とかもすごく多いみたいなのですよ。それには高額な費用がかかって、自己負担率がすごい高いということで、やはり身近なところにもそういう方っていらっしゃるの、ぜひ妊娠、出産の包括支援ということであれば、妊娠してからではなくて、妊娠するまでの部分でもぜひ支援を考えていただきたいのですがいかがでしょうか。

- 委員長（桂川委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 大変申し訳ありません。説明が不足していました。

妊娠前の事業につきましては、不妊治療、それから不妊相談という部分で、実際にかかる費用としてはとても高額な治療となる。それから保険外である。それからもう一つは精神的にやはり治療を続けるということに対してのストレスでありますとか、そういったことに対する相談、支援の部分という問題がありました。現在、実は一般的な不妊治療の部分は保険適用になったということで、自己負担分の負担がかかるということと、特に高度の治療については、現在においても保険の対象とならないという状況となっております。この部分につきましては、北海道と、それから市町村において支援をしている事業がそれぞれできてきておりまして、基本的には高額とならないような支援の体制ができていて、それから今年度、それから来年度以降においても、できるだけその自己負担がないような制度の設立というの、うちの当課においても検討しているところです。

現在行っていますのは、厚岸町でいきますと、治療を行う病院が釧路または札幌圏ということがありますので、今のところは釧路への通院の部分を1回行くと3,000円の支給を行うという状況、支援をしているという状況でございます。

●委員長（桂川委員） ほかに2目、ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3目墓地火葬場費。
10番、堀委員。

●堀委員 ここでお聞きしたいのが、8月だったかに火葬場のほうが全面使用禁止になって、たしか2週間ほどだったと思うのですけれども、使用禁止になって、その間に火葬場を利用したい方については、近隣市町の火葬場のほうにお願いしますというようなことになっていたと思うのですけれども。実際、今まではずっと、例えば炉であれば片方だけを修繕して、片方だけは使えるようにとか、全面使用禁止というものがなかったから何とかやってこれたのですけれども、こうやって全面使用禁止というようなものが、今後経年の劣化などにもよって、古くなってくることにもよって増えていくのかどうか。

また、その場合、全面使用禁止になって、今回もそうですけれども、各近隣の市町のほうの斎場のほうの使用料というのはどのようなになっているか把握されているのか。たしか、これについては、それぞれの斎場の使用料については厚岸町のほうで、厚岸町分の1万2,000円、消費税がどうだったか忘れたのですけれども、1万2,000円だったかの使用料分だけで、それよりも不足分は厚岸町のほうで負担するというようなことにも話としてなっていたと思うのですけれども、そこら辺の状況とかも分かれば教えていただきたいと思うのですけれども。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 斎場の関係でございます。斎場、令和5年度に動力制御盤及びバーナー操作の操作盤の取替工事ということで実施しております。これにつきましては、本体の制御盤ですので、どうしても止めなければいけないということで、考えた中で、例年9月が一番火葬の時期が少ないということで、これに合わせて2週間程度止めさせていただきました。これについては、原則は1炉ずつというのが原則でございますので、1炉ずつ使っていこうということで、全部は止めないということを考えてやっておりますが、今回みたいに全体になる部分については、どうしても短期間で止めざるを得ないということでもあります。

今後につきましては、今の3カ年の中では全面的に止めるというのは、今後3年間についてはありませんので、この辺は大丈夫だと考えているところでございます。

また、町外の火葬施設の使用助成金の交付要領に基づきまして、今回も2件ございましたが、浜中町に行っていて、焼いていただいたところでございます。今、委員おっしゃったとおり、1万2,000円の部分よりも超えるものにつきましては、町から助成をするということで、そういう対応をしたところでございます。

（「分かりました」の声あり）

- 委員長（桂川委員） ほかに、3目ありませんか。

1番、竹田委員。

- 竹田委員 墓地の火葬場費の待合室の部分なのですが、町民利用者から今年度は非常に暑かったということで、エアコンまでは無理かもしれないけれども、冷房対策という部分で、安い扇風機でもいいから置いてくれないかという要望がありました。これらについてのお答えを聞きたいと思います。

- 委員長（桂川委員） 環境林務課長。

- 環境林務課長（真里谷課長） 暑さ対策でございます。今までは、寒さ対策はかなり重点、重みを置いて対策しておりましたが、暑さ対策については、ほとんどしていませんでした。当然、そういう要望もなかったものですから、ただ、今年の猛暑の部分について、今まででしたら暑かったら窓を開けて、風を通すようなことで対策をしておったわけですが、やはりそれだけでは足りないという部分でございます。この暑さ対策につきましては、うちの施設だけではございませんので、当然、来年度に向けて、今要望、協議をしているところでございます。今、安価な扇風機等も1台も斎場にはございませんので、これらも含めながら、今後考えていきたいなというふうに考えているところでございます。

- 委員長（桂川委員） ほかに、3目よろしいですか。

（なし）

- 委員長（桂川委員） 4 目水道費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 5 目病院費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 6 目子ども医療費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 7 目諸費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 2 項環境政策費、4 目ごみ処理費。

1 番、竹田委員。

- 竹田委員 4 目ごみ処理費の部分で、ちょっとお尋ねしたいと思います。

特になのですけれども、公住の部分のごみステーションという部分、皆さんのごみを収集する場所なのですけれども、全国的に最近非常に多くなってきた資源ごみを持ち去るという。それを売ってお金にするということで、多発しているということで。公住のある人が調べたら、窃盗にあたるということなのです。ごみをステーションに持って行って、自分のものではないよという意思表示というのはできないので、ごみをそこのごみステーションに置いたとしても、処分されるまでの間、ものがなくなるまでの間というのは、個人の所有物であるというふうに法的になっているということで。ただし、ごみの中に間違ってお札を入れてしまったり、言葉悪いのですけれども、老人の方が痴呆症にかかって、間違っ指輪とか、大切な書類とかを投げて、あとで娘さんとかが来て聞いたら投げてしまったといったときに、ごみをあさって回収したらあったという部分で、ごみが燃やされる部分までに自分の所有物があつた場合は回収できると。それは要するに個人の所有物であるということが分かれば、そういうことができるということなので、あくまでも処分されるまでの間は個人の所有物であると。それを要するに資源ごみだからといって、ごみの中にあるから誰が行ってもそれを回収して売るということは、もう完全に窃盗であるというふうに解釈するということになっているはずなのです。僕もそれを聞いてすごいことだなと思って、窃盗ってすごいなと思って、調べてたら窃盗なのですよね、確かに。

これらについて、やはり資源ごみは、特に新聞、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶の部分については、町の資源ごみの最終的には財産であるわけですよね。こういった

部分も今後、特に公住の部分、個人の部分では大変なので、公住だけでも窃盗になりますとか、ごみを持ち去らないようにとか、分かりやすい表示の看板をぜひつけてほしいという町民要望でした。それらについてお聞きします。

●委員長（桂川委員） 環境林務課長。

●環境林務課長（真里谷課長） まず、ごみの考え方を私のほうから説明した後に、公住の関係は建設課長のほうから答弁させていただきます。

収集日に収集所に排出された古紙や缶などの資源廃棄物につきましては、町が回収することを前提に集積されるものでございます。町民が集積所に排出したからといって、所有の意思を放棄したわけではなく、収集されるまでは個人の財産であるという考えでございます。

厚岸町は個別方式で、例を挙げますと、収集される前にごみが散らかった場合は当然個人が片づけなければいけません、収集時に、例えばこちらの町の委託業者のほうでごみを散らかしてしまった場合は、こちらで当然片づけなければいけません。そのような形で、こういう形で今収集されるまでは個人の財産だということで、今法的にと言いましたが、私が今見ているのは最高裁判例の中でこういうことが出ているところでございます。

●委員長（桂川委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 私のほうからは公営住宅に関する対応についてお話させていただきます。

今、ご質問者おっしゃったように資源ごみであるものは、当然町が収集、回収して、町の収入になるといった中では、当然それを持ち去るということは、当然犯罪にあたるものというふうに認識しております。

その上で、公営住宅を管理する上では、そういう公営住宅敷地内で何らかの犯罪があるということは大変好ましくないことでございますので、個別の棟ごとに現在ごみステーションというものを設置して、そちらで入居者の方が1箇所に集めて、今ごみ収集していただいているところではありますが、それらのごみステーション、個別にできればやりたいと思いますけれども、そういった持ち去りに対する注意喚起というか、そういった看板については、ごみの出し方のマナーとかも結構話題になったりして、そういった部分も入居者の方に周知しているという経過もあるものですから、そういった部分も合わせて、今後対応を検討していきたいというふうに考えております。

●委員長（桂川委員） ほかによろしいですか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5 目し尿処理費。

●委員長（桂川委員） 6 目下水処理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 目農業振興費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3 目畜産業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5 目農地費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6 目牧野管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 7 目農業施設費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 8 目農業水道費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 9 目堆肥センター費。ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 5 日養殖事業費。
10番、堀委員。

- 堀委員 水産増養殖調査研究でお聞きをいたします。

この夏の牡蠣の身入りが悪くて、秋の牡蠣まつり、夏以降の牡蠣の身の戻りが悪くて、秋の牡蠣まつりが例年の10月に開催していたのが1か月以上後に開催せざるを得ないというような状況というものがありました。これについては、もう対処のしようがなく、来年以降も同じような高気温、高水温の状況であれば、このようなものになってしまうのか。それとも、何らかの対策というものが考えられ、今後その対応策というものが講じられていくようになるのか。この点について教えていただきたいと思います。

- 委員長（桂川委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（高橋課長） 今年の夏の猛暑の影響による牡蠣の身入りの不具合という部分では、近年まれに見る状況ということでございました。今はほぼほぼ回復してきているやに伺っておりますけれども、この先、牡蠣に限らず、今牡蠣のお話ですから牡蠣のあれですけれども、今までの流れからいくと、きっと工程はあるものの、だんだんそういう方向性に海洋環境が向かっていくのではないかなという感覚は持っております。ただ、それに対処するすべと言いますか、牡蠣センターのほうでも状況の観察はできてはいるものの、それに対応する方法というのは、ちょっと明確な方向性というのは、ちょっとまだ示すことはできていないと。

その中でも、漁師さんそれぞれの漁場の使い方であるとか見ながら、うまく乗り越えた種も、種というか牡蠣もあるということで、50年代の斃死を乗り越えて垂下式に今移行してきた様々な研究、努力というものが、今度は海洋環境の水温を相手にしたときに、この海面使って湖内、湾内をどういうふうにして利用して、それに対応できる漁法というのですか、それを模索していく、まさにスタートの年になるのかもしれない。

種苗の種類、米でもそうですけれども、寒さに強い米を、北海道に合うような米をつくってきたりして、今こういうおいしい米ができていると。そういった部分で、厚岸の種の牡蠣を使って、遺伝子を研究しながら、暑さに強い牡蠣をつくっていくだとか、そういうのは多分厚岸町単独ではできないのかもしれないですけれども、釧路水試であるとか、水産研究所、北水研ですか、そういったところの協力を仰ぎながら、今後の海洋環境、気候変動に合わせた漁業に向かっていくというような形になるのかなと。

ただ、今のところ、来年、同じような状況になったときに、さあこうやって、こうやって、こうやればうまく乗り切れるのだよというようなお答えというのは、ちょっと今明確にはできないのかなというふうに思っています。

- 委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

- 堀委員 分かりました。現在のところは、まだ無策でしかいきようがないのかなという

のが分かったのですけれども、ただやはり、それだといろいろなところに、牡蠣まつりにも影響を受けましたし、また、ふるさと納税にも、返礼品にも影響があるといった中では、やはり何らかの対応策なり、対策というものが講じていくような方向性が見えたときには、やはり町もしっかりと率先して、そこに加わって行っていただきたいというふうに思うのですけれども、その点についてお考えがあればお聞きしたいと思いますけれども。

●委員長（桂川委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 無策と言われれば無策なのかもしれませんが、知見は蓄えられたと思います。それをどうやって生かしていくか。実際フィールドで日々牡蠣を育成、収穫されている漁業者の声というのも重要ですし、また牡蠣センターの試験研究能力、能力というか施設の効力というか、そういったところの相乗効果といった部分も含めて、現場と机上という形で、来年、再来年ということで対応するべきときが来たときには、今年の少ない知見ではあろうかとは思いますが、それを生かして乗り切っていくというような方策は、漁師と一緒に考えていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（「町の関わりとして」の声あり）

●委員長（桂川委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（高橋課長） 町の関わりと言いますか、漁業者ではちょっと分からない部分、調査・研究の部分で、うちの牡蠣センターが支援していける部分。また、本当に大量斃死でもう全然牡蠣がなくなって、生産もう立ちゆかないといったときがもし来たときには、本当にもっと大々的な、厚岸町のみならず、北海道を巻き込んで、国を巻き込んだ、赤潮対策ではないのですけれども、そういった物的な支援というか、そういった部分も考えられてくるのかもしれませんけれども、今年の状況ではそこまでは至りませんでしたけれども、自然環境のことですので、この先どうなるか、ちょっと分かりませんので、先ほども答弁した、今年この少ない知見を来年に生かせるように、町としても支援をしていくというような考えでいるところであります。

●委員長（桂川委員） 5目、ほかにありませんか。

（なし）

●委員長（桂川委員） 6目水産施設費。

（なし）

- 委員長（桂川委員） 7 目全国豊かな海づくり大会推進事業費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。
2 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで、また、町内ではないと思うけれども、特殊詐欺の話が出てきていますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず一つは押し買いなのですよ。これが、何か去年あたりからちらちらと、特に町内では市街部ではなくて、郊外の農家なんかのところに、ぽつん、ぽつんと妙なのが入ってくると。貴金属だったり、あるいはそれ以外のものだったりするのですが、ないかと、買いにきたというようなことを言うてくる。応対していて、その家が年寄りしかいないなど、屈強な若者がいないなというふうになると、だんだん態度が大きくなってくるといような話も聞いています。実害は恐らくなかったのではないかと思います。

そんな話で、気をつけなければならないなと言っていたら、実は我が家に変なの came たのです。もちろん実害はなかったのです。これがよく分からないのですけれども、靴を回収ではないし何ていうのですかね、要するにあったら譲ってくれないかということで入ってきたらしいのです。ちょっとこれは課長とも話したのだけれども、手口としては非常に、靴から入ってきたのは珍しいなど。足元見られたってこのことですかね。それで、もちろん断ったのですけれども、そういうことがありました。当初はおとなしく、だんだん大きな態度になって居丈高になるようですが、こういうものがやはりちらちらと、通りがかりに寄るのかどうか知りませんが、この町にもあるようです。

その辺りで、情報がありましたら教えていただきたいし、また、そういうものを一般町民の方にも分かりやすく気をつけなさいという警報は出すべきだというふうに私は思うのだけれども、その辺り含めていかがでしょうか。

- 委員長（桂川委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 今の押し買いの靴の話、私も室崎委員とお話をさせていただいたときにこの話を聞きまして、そういう手口は初めて聞いたなというところでは、何を接点としてそういう行為に持つていくのかというところでは、かなり我々が考えられないようなところまでちょっと来ている可能性があるのかなというようにことは思っております。

その後、ちょっと私のほうでも調べたのですけれども、なかなかそういう事案というのは出てきていないということでありました。ただし、今後どのようなことになってくるのかということは、全くこれは想像つかない話でもありますし、町民の方にはやはり注意喚起していく必要性はあるというふうに私も思っております。

そういうことも踏まえて、今まで何か起きた際、注意喚起してくださいということ

で、防災無線並びに I T 告知端末を用いて情報提供はしておりますけれども、やはりそれだけでは足りないだろうなといったようなところで、定期的に、これちょっと今年度からできるか、来年度になるのか分かりませんが、定期的にやはりこういう情報並びにこの近郊であった被害の情報、こういうものを、例えば広報誌等を活用したり、お知らせをしていく必要性があるだろうと。

私どもにはそういう被害の情報なりというのは 1 カ月単位でいろいろ集計したものが手には来ているのですけれども、また、ホームページや何かでは一般の方々が見るようなことはできるけれども、やはり近郊で起きている、こういう消費者被害または詐欺だとか、被害届けは出していないけれども被害のケース、こういうものも、毎月ちょっと出していくのはちょっと厳しいかなと思いますので、ある一定月、まとめた段階で定期的にやはりお知らせしていくことで、町民の皆さんへの注意喚起のほうをさらに徹底していきたいというふうに考えております。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくをお願いします。

町だけではない、警察もそうです。それから、道のほうの何とか相談室とかいうようなところもそうです。いろいろな形でパンフレットを出したり、ポスター出したり、少しでも知らせようとしていろいろやっているのです。それ、絶対大事なのですけれども。ただ、その割りに届かないのです。その理由、何だろうかと思って私なりに考えてみたのですが、結局は人ごとだからなのです。自分のこととしてポスター見ていないのです。自分のこととして、例えば防災無線聞いていないのです。ああ、世の中にはそんな人がいたんだと、そんなことでだまされたのだという話として聞いているだけなのです。いざ自分になったときに初めて、私自身今回の靴で、実は自分自身の中にある精神構造のからくりもそうだったのだなと思いました。何だ俺のことかと思いました。それぐらいやはり人ごとなのです。そこのところをどういうふうに打ち破るかということも、また非常に大事なことだと思います。

例えば、消費者被害防止連絡協議会なんていうのを入れていただいていますと、そういう何とか相談室の偉い方が来て、いろいろ説明していただきます。だけれども、難しい話なのです。こんな事案がありましたという中には九州の話まで出てくるのですけれども。聞いていると、あんだ、こういうので払わないと大変なことになるから、私が仲立ちしてやってあげるといというのは一つの典型でしょう。そして、コンビニの自動支払機のようなところに連れて行って、暗証番号言わせてやってしまう。この前、ちょっと新聞か何かで見えていましたら、管内だったらしいのですが、やはり 1,000 万円単位でもってやられたという事件が出ていました。それを見たら 7,000 円だかの還付があるという電話が来たのです。あんだのところの口座に入りたいので、それでその口座番号を言いなさい、それも実に巧みにやって行って、最後には結局、そのお年寄りのほうはすっかり信用させられて、自分の口座番号、カードの番号かな、それを教えてしまうのです。そうするとすばっと抜かれてしまうのです。

そういうような事例がいろいろあるのですけれども、最も分かりやすいメルクマール

をつくらないと届かないなど、そういうふうに思いまして、これは私の一案なのですが、今うちの自治会なんかのお年寄りなんかにはよく言うことにしているのですが、あんたのところに還付するから、あるいは、あんたが払わなければならないから、プラスでもマイナスでも何でもいいと、電話で金の話をしたら全部偽物だと、そういうふうに思いなさいと。それから、役場でもどこでも払いなさいとか、あるいは、受け取りすぎたから返しますとか、あまりこれはありませんけれども、そういうときには全部紙で来るから、紙で来ないで電話で来たものは全部偽物だというふうに考えて間違いがないですよ。ここだけを覚えておきなさいと。そういう言い方をしています。それで、あと、紙で来たものは偽物ほど本物らしく紛らわしい判が押してあったり、難しいことが書いてあったり、何とかかんとか保証協会なんていうような、いかにもありそうな名前が書いてあるから紛らわしいのだと。だけれども、中に100に一つ本物があるかもしれないから、それはしかるべき人のところに相談しなければ駄目ですよ。自分が判断したら駄目ですと。うちの自治会では私のところに持ってきてなさいと。私は自分で判断はできなくても、どこへ持っていったらすぐ判断できるかというのを知っているから、そういう人の意見を聞いてお答えできるからと。こういうふうに言ってあります。

こういうような分かりやすい、ごくごく分かりやすい判断基準というものを示さないと、こういう例がありました、ああいう例がありましたでは届かないのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 委員おっしゃるとおりかなというふうに私も思います。いくら私ども、こういう被害がありました、こういうこと気をつけてください、かなりいろいろな機関でパンフレットを流したり、様々な周知、取組をやっておりますけれども、一向にしてやはり被害は減らないと。これはやはり当事者意識が欠けているからだろうなというふうに思っています。

また、ここ最近の新聞報道等を見ましても、特殊詐欺に遭われる方、決して高齢者だけではないと。逆にいうと、30代、40代でも平気で特殊詐欺の被害を受けていると。しかも、大体、今委員がおっしゃったとおり、お金絡みですよ。必ず儲け話だとか投資またはSNSを使ったとかという形で巧みになってきておると。

そのようなことで言いますと、やはり委員がおっしゃったとおり、私どもも何かあったときにすぐ相談していただければ、そういう被害に遭わなくて済むケースは多々あるかなというふうに思っております。そこをぱっと相談できる、確認できるというような仕組みをやはりつくらなくてはならないだろうなと。

また、委員おっしゃった地域で取り組んでいるような活動というの、確実に被害を減少させる一つにはなってくるだろうというふうに私も思いますので、そういうところも考慮しながら、これから、ちょっとどのような手立てになるかは今の段階では分からないですけれども、町民の皆さんに周知なりPRをしていきたいというふうに思います。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 それともう 1 点ですが、今ちょっと具体的に固有名詞やそういうものはちょっと私も手元にないので曖昧な話で申し訳ないのだけれども、ある自治体では電話でいろいろなそういう特殊詐欺をやる人たちが一番嫌なのは録音されることらしいのです。それで、その話を大分前にしたら、厚岸町ではこのぐらいの大きさの受話器につけてボタンを押すと、この電話は録音されておりますというふうな音声が流れるという装置を高齢者の方に配ったのかな、配ってくれました。ところが、あまり使われないのですよね。先ほどの当事者意識の話ではないけれども面倒くさいのです。

ちょっと今、先に言いかけた、ある自治体では、大元の交換に、そこの自分の町か県か、とにかくそこに入ってきた電話に対しては、まず受話器を取ると、この電話は録音されておりますというアナウンスが流れるという仕掛けを、NTTと協力してやったのだと思いますけれども、やっていまして、私も用事があって、その自治体にいる人に電話をかけたときにびっくりしたのです。特殊詐欺防止のために、この電話は全て録音されておりますというのが入ってから、向こうからもしもしと言いだしたのです。それで、びっくりして、俺悪いことするためにかけたのではないけれどもという話になったら、そうではなくて、この地域全部がそうなのだというふうに言っていました。それをやったら、その自治体での被害というのはがたと減ったというのです。

それをやるにはある程度のお金がかかると思うのです。だから、厚岸町ですぐそれをやりなさいとは言いませんが、どの程度かかって、どの程度でできるものか。あんたがボタン押してやりなさいというのは、どうもうまくないということは分かりましたので、自動的に入るような方法があって、それがそんなに対策費として賄えるようなものであるならば、ぜひ取り入れていただきたいし、どの程度有効なものかを含めて調査をしていただきたい、検討していただきたい、そういうふうに思うのですがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） 私、ちょっとそのような電話は聞いたことがない。ただし、民間事業者の中では、例えば品質向上等々という前振りをして、この会話は録音させていただきますというようなのは、NTT系ではよくやっているといったところで、似たような、同じようなものだろうなというふうには思います。まずは状況を調べさせてください。ちょっとどの程度かかるのかというのも、私も全然、仕組み的にも、町レベルでというような形になりますと、どういうようなことでやっているのかというのも、ちょっと皆目見当がつかないというようなところでありますので、調査をさせていただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） ほかに、1 目ありませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 2 目商工振興費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 3 目食文化振興費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 4 目観光振興費。

10番、堀委員。

- 堀委員 先ほども出させていただいたのですが、牡蠣まつり、例年であれば10月の約10日間ほどの祭り開催期間だったのが、今年は主役となる牡蠣の不具合でもって11月の2日間にせざるを得ないというような状況になりました。実際問題として、それに伴う影響というものがどのくらいのものがあったのかというのは、どのように捉えているのでしょうか。

- 委員長（桂川委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（田崎課長） 今年につきましては、皆さんご存知のとおり、例年9日間行っているものを2日間に短縮して行ったという内容でございます。土日2日間で1万4,000人の方が来場されました。この数字につきましては、例年、例えば9日間やっている土日の数字とほぼ同じ、もしくは上回る数字が来ているのではないかと。特に土曜日が例年以上の人出を見ているというようなところでありました。

影響というふうに考えますと、やはり期間を短くしたことによって、来場されようとしている方々のタイミングが合わないというのは確実にあったかなと思います。それと、冬期間に近い状況でしたので、遠方から来られる方の数も若干少なくなっているのではないかと。特に例年ですとバイクで何百台という方が来るのですけれども、それらはほぼほぼ来ない状況であったというようなところであります。

また、宿泊して来られる方につきましては、私どもが知っている範疇では、ほぼほぼ宿は満室状態というようなところでしたので、期間短縮、もちろん宿泊日数が少なくなるといったような影響は出ているかなと思います。

事業者の方も、9日間、平日かなり人が少なくなる中での対応ということが今まではあったのですけれども、土日での集中したことによって、そこに向けて集中できたのかなというようなところでは、効果的には私は9日間永遠とやっていたよりも短期集中で人を呼ぶことができ、そして消費もできてきているといったようなところではよかった部分も私はあるのではないのかなというふうに思っています。

ただ、やはり10月の頭に厚岸では牡蠣まつりが行なわれるといったようなことは全国的にもう既に分かっていたものが、牡蠣の状況によって11月に延期になったと。すなわ

ち、今までそれを楽しみにしていた方が来ることができなかつたりといったようなところもあったのかなと。逆にいうと、今回はこの情報が結構報道されていた関係で、今まで牡蠣まつりに来たことがなかった人たちが、ぜひとも厚岸の牡蠣まつりがまた行われるのであれば来てみたいと。すなわち新規の方の来場者というのは増えたのではないのかなというようにところで押さえております。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 分かりました。ただ、心配するのが、2日間で1万4,000人といった中で、例年であれば土日だけでも4日間があるのが2日間になったといった中では、この人数の倍は少なくとも例年であれば来ていたのが半分になったといったときに、出店業者などが、もう営業的に成り立たないから、もう来年からはもう辞めるとか、高齢にもなっているからとかというような、いろいろな理由とかもあると思うのですが、このような流動的な状況というものが起こりうるがために、もう経営の継続意識というものが薄れてきてしまうのではないのかなというふうに心配する。そうすると、イベントとしての魅力というものもだんだんと損なわれていくのではないのかなというのが心配するところではあるのですが。今答弁の中では集中したことによつての資源集中というものができた中ではいい営業ができたのだというようなことでもあるので、まだまだ安心はできるのかなというふうに思うのですが、長い目で見たときに出店業者の確保とか、そういったものの中で懸念というものは現在のところはどのように捉えているのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（田崎課長） これにつきましては、ちょっと町、私ども単独で答えるのもなかなか難しいと。観光協会と事業を一緒に主催者として行っているというようなこともございますので、町だけの意向では何ともいうところはあるのですが、私といたしましては、やはりコロナが終わってといったところがやはり一つの、ちょっとターニングのポイントになってくるのではないのかなという気がしております。それまでの、今までやってきたイベントの在り方、それとコロナが明けてのイベントの在り方、やはりここは違ってきているであろうと。それと、コロナが明けてから、やはり国内需要というものが観光ではかなり大きくなってきていると。特に北海道に、厚岸につきましては、海外からの旅行者というのもほとんどない。インバウンドの関係もないものですから、国内消費の中での観光客の受け入れというようなところが主になってくるであろうと。そういうことも考えますと、やはり事業者の方々も、昔のやり方ももちろん大事ですが、これからのやり方というのも、やはり考えていかなければならないだろうなと思っています。

当初、今年につきましては、10月開催、一旦中止という方向を打ったのですが、やはりそういう状況下では漁業者の方々、漁業者というか出店者、既に10月に向けての対応を取っていたというところもありました。こういうところにつきましては、や

はり死活問題につながってくるというのもありますので、何とか救えるような形ということで、開催時期をいろいろ模索して、今回行った時期にちょうどなったのですけれども、やはりこれからにつきましても、温暖化の影響で右往左往するような状況ではやはりいけないだろうなと。これから、来年度のイベントの状況につきましても、詳細が決まってくるところではありますが、明確にやはり、例えば時期を設定するだとか、あとは出店者につきましても、年々数が減ってきておると。それと、来客される方々の、例えば果たして本当に需要に対して私たちは供給しているのかと、それは牡蠣だけではなくして、様々な飲食の部分だとか、お土産の部分だとかということをしつかりと考えていかなければならないタイミングなのだろうなというふうに思っております。でありますので、今年につきましても、桜まつりからあやめまつりから全てにおいて温暖化の影響を受けまして、前倒し、前倒しだとか、後ろ倒しだとかというようなことをやっておりますので、来年も当てはまるかどうかはちょっと分からないですけれども、できるだけこれらを加味して、また、仮に動いたとしても、認定が動いたとしても対応できていけるような出店者の対応を図れるようにしていきたいなというふうに考えております。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、4目ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5目観光施設費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 7款土木費、1項土木管理費、2目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。
8番、石澤委員。

●石澤委員 この道路照明管理費のところなのですが、これは町でやっているやつ、町のものなのかなと思うのですが、自治会で管理しているのもありますよね。道路照明のやつを。今、自治会が解散したとかという形で、それができなくなっているというところがあると思うのですが、その辺の対応はどういうふうになっているのですか。

●委員長（桂川委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） お答えいたします。

私たちが管理しているのは、町で管理する照明、街路灯、あと防犯灯といった部分になってございますが、自治会が独自で設置、管理しているというものに関しては、ちょっとどこにどういったものがあるのかというのは、こちらでは押さえておりません。その上で、こちらに相談があったという事例も今のところございません。

- 委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

- 石澤委員 道路にそういう照明が暗くなってしまっているのがあったものですから、厚岸町の場合は、自治会管理というそのものはないというふうに思っているのですか。全部町でそういう照明は管理しているということでもいいのでしょうか。

- 委員長（桂川委員） 休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時23分再開

- 委員長（桂川委員） 再開します。
副町長。

- 副町長（石塚副町長） 自治会等から電球が切れているとか、そういうことをちょっと確認されたときに、町のほうに連絡があって、町で直すという部分はありますが、基本的には管理は町のほうになります。ただ、小島の防犯灯の電気料に関しては、小島自治会のほうに運営費補助金の中に補助をして、それで支払っている部分は、その1カ所だけはございます。

（発言する者あり）

- 副町長（石塚副町長） 自治会がなくなったから、その管理ができないとかということとは、町のほうで今管理はやっていますので、そういうことはないかと思っております。

- 委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

- 石澤委員 本当にどうしたらいいのだろうというふうに相談されたものですから、自治会のあれはないのという話をしたら、いや、自治会で管理はしないと、ないからできないのだと言われたものですから。街路灯ですから、夜にならなければ分からないということがあると思うので、そういう意味では変な話、まめに管理してほしいなと思います。その辺でお願いします。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 町の建設課のほうでも見守りの管理はしておりますが、どうしても数が数なので、見落としをしている部分あるかと思いますが、その辺は十分気を付けて管理のほうをさせていただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

●委員長（桂川委員） 1 目、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 目道路新設改良費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3 目除雪対策費。

10番、堀委員。

●堀委員 これから12月、1月、2月、3月と除雪の本番時期に入ってくるわけなのですが、まずお聞きしたいのは、例年と同じような除雪体制、台数とか、そういったものの中で例年と同じような除雪や、また降雪後の排雪というものができそうなめどというものが立っているのかどうなのかを教えてください。

それと、道路の除雪で一番邪魔なのが、よく車が止まっているとかといって、除雪の邪魔になるよというのは分かるのですが、それ以外に道路の突起物というものがあるおかげで、恐らくあれは、今のこの11月とかのときにも見回りをしているのだと思うのですが、突起物のあるところを大体把握した中で、ちょっと除雪の機械、グレーダーの機械を1センチなり2センチ上げて、その突起物を跳ねてしまわないようなこともされるというふうに思うのですが、そういうような把握というのも当然されていると思うのですが、逆に把握されているが故に、その前後というものが除雪が甘くなってしまう、どうしても氷になりやすい、またはスリップのしやすいような状況というのにも出るように思うのですが、主に建設課の隣の下水道の人口桝とか、出ているようなものというのが、ほぼほぼ除雪で引っかけてしまうような、これだと引っかけるよなとかといったところは、ほとんど除雪が甘いような状況というものになってしまうのですが、ここら辺の対策というものは何か取られるようなことというのは考えられないのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長）　まず、今年度の除雪の体制についてでありますけれども、例年同様、各路線、もう既に業者との委託契約も終わっておりまして、例年と同様の除雪体制は組めているということになってございます。

それから、突起物に関してですけれども、ご質問者おっしゃられるように、冬場になると凍上して上がってくるというような事案がかなりありまして、現在見ても平坦であっても、冬場になったら上がってしまうといった部分は、我々も含めて業者さんのほうも、毎年やられている方は特にこの場所については、こういうものが突起してくるといのは十分把握した上でやっているものと思っておりますが、その上でおっしゃられるように前後の部分のかき残しというのですか、そういった部分は、ちょっと注視して、今後パトロールで回るなどして、個別に対応はしていく必要はあるものというふうに考えてございます。

（「分かりました」の声あり）

- 委員長（桂川委員）　ほかに、3目ありませんか。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　3項河川費、1目河川総務費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　4項都市計画費、1目都市計画総務費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　3目下水道費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　5項公園費、1目公園管理費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　6項住宅費、2目住宅管理費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　8款1項消防費、1目常備消防費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 目災害対策費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 目教育振興費。
2 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで聞きします。学校保健法でしたか、それに基づいて学校保健計画というものができていますね。子どもの健康に関する部分ですが。一般質問のときにお聞きしたときに、香害という観点が、今の厚岸町の各学校の学校保健計画の中に入っていないというお話がありましたが、これからについてご説明をいただきたい。

- 委員長（桂川委員） 管理課長。

- 教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

この香害の話ですけれども、香害のお話、話題になったときに、すぐさま学校のほうには、この学校保健計画のほうにということをお話をさせていただいております。また、学校薬剤師のほうにも実際お話を伺って、こういうことでということで、学校保健法でこういう香害についての計画を盛り込むというようなことでお話をさせていただいております。これについては、今回、香害の調査をさせていただいたのですが、これについても学校医、学校歯科医、そして学校薬剤師、学校の保健に携わる方にも、この結果というものを周知をさせていただいたところです。改めまして、今後、当初計画また入ると思うのですが、その際にも、この香害、そして化学物質過敏症については、特に注意しながら、この学校保健計画に載せていくようにお話を進めさせていただければなと思っています。

- 委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

- 室崎委員 どうかよろしくお願いいたします。

それで、余計と言われるかもしれないのですが、一言申し上げたいのは、今回のアンケート、じっくり読ませていただいたのですが、自由表記というところがありまして、それは非常に重要な部分だろうと。数の問題とはまた別のことがそこにいろいろと出てくる。その中でちょっと気になったのは、職員の中で加齢臭の問題と一緒にして書いて

いる人がいるのです。全く理解していないですね。そういうような、それは分かってもらえばいいわけですから、あえてうるさく言うものはないのですけれども、そのままでは困るのです。こういう学校保健計画などにも、こういうものが盛り込まれていくというこの流れの中で、保健に関する人たちだけがよく知っていると。あとは自分の分野ではないからというのでは困るわけで、やはり学校に関与する人皆が、これについてきちんと理解してもらいたい。

そうすると、私自身の経験から言いまして、実は学校に通っていたときのいろいろな思い出の中で一番残っているのは、国語、算数、理科、社会の教科の内容よりは、雑談の中で先生が言った話というのは非常に強く、いまだに印象に残っているものがたくさんありますので、やはり教えられる方、先生の意識というものが、非常に大きな役割を果たすのではないかという気がいたします。そのときに加齢臭と一緒にしたような、それだとどうにもならないわけですので、その辺り、学校保健計画に携わるのが一つの機会になって、全部の人にきちんとした理解が行き届くように、それはまた保護者に対してもそうなるように、いろいろと手を尽くしていただきたいと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） このアンケート調査を取りまとめたときに、私もこの加齢臭の話ということで、これはちょっと体臭は香害とまたちょっと別問題なのかなということではありましたが、アンケートを取って、自由意見ということでしたので、この調査、結果報告書にも載せさせていただきました。

この案件については、学校長や教頭先生、管理職、また保健担当の先生だけが知っていればいいという話ではないと私も思います。今回、定例の校長会、教頭会の中でもこの話をさせていただきました。これについては、学校全体で香害の問題ですので、まずは知っていただくと。また、この調査結果についても、内容についても知っていただくといったことが大事なかなと思ひまして、周知をさせていただいたところです。これについては、引き続き、学校のほうに周知をさせていただきたいと思ひます。

●委員長（桂川委員） ほかに、3目ありませんか。

8番、石澤委員。

●石澤委員 ここに部活地域移行検討協議会とありますが、どのくらいまで進んでいるのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 部活の地域移行についてお答えさせていただきます。

部活の地域移行につきましては、経過から申し上げますと、まず、児童生徒、それと保護者、あと教員に対しましてアンケート調査を行っております。その結果に基づきま

過去の答弁にも申し上げたことがございますが、令和5年、6年、7年度を特に国も北海道も私どもも中心的に進めるという期間でございまして、令和5年度は今協議会を立ち上げ、そして検討を進め、令和6年度につきましては、部活動のうち、休日の部活動がいくつかあるうちの一部を移行することを目標としております。7年度につきましては、さらにそれを進化させる休日の全てというような見通し。それ以降につきましては、平日も視野に入れながら進めるという視点の上で、今協議会を進めているという段階でございます。

(なし)

– 79 –

か悪いのか知りませんが、厚生文教の所管事務報告書が皆さんの議員の前に提出されておりまして、あら、これまだ議論進んでいないのかなと思ひまして、それでは私1年前に要望に来ましたので、私もここでちょっと教育長の、予算の関係もあるでしょうけれども、要望してみようということで今質問させていただきましたので、その辺ちょっと報告というか、今委員長からも注意されましたので、短くあれしますので、よろしく、答弁かたお願いいたします。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 厚岸小学校の和式トイレの話です。昨年の12月になります、厚岸小学校のPTAのほうから教育委員会のほうに和式トイレの洋式化ということで要望がありました。

厚岸小学校のトイレの現状でありますけれども、大便器全部で39基あるのですが、そのうち25基が和式ということになっております。これは多目的トイレも入っておりますが、洋式化率というのが36%というふうになっております。北海道が発表している、本年9月1日現在のデータで申し上げますと、全道平均で71.7%が洋式化ということになっておりますので、約半分という状況になっております。厚岸小学校のトイレ全てが和式トイレではないと。洋式トイレも各階に1カ所ぐらいはあるのです。多目的トイレを含めると。それはご理解いただきたいと思います、この案件につきましては、9月29日に実施されました厚生文教常任委員会の所管事務調査でもご指摘をされているところであります。また、このトイレの洋式化、厚岸町校長会からもご要望を承っているところでございます。

現時点での予定でありますけれども、国の補助を活用してやるとなれば、実は2年前から手挙げをしなければならぬということでありました。昨年度ご要望を伺ったときには、もう既に閉め切りが過ぎていたということでありましたので、これはあくまでも現時点での考えになりますけれども、令和7年度からトイレの洋式化、そして環境整備、例えば換気扇を替えるですとか、そういったものも含めまして整備をしたいということで原課では考えております。

●委員長（桂川委員） 6番、中川委員。

●中川委員 今課長のほうから答弁いただきました。36%だそうでして、全道平均ですと71%なのだけでも、厚岸小学校の場合36%だと。それで、2年間の猶予というか、補助をもらうためにありまして、7年に補助をもらって、あとの残りの和室のトイレを改修するのだと、こういう、私理解したのですけれども、それでよろしいのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） ご質問者おっしゃるとおりなのですけれども、あくまでも現時点での考えということでありますので、ご理解いただきたいと思います。ご質問者

おっしゃるとおりですが、現時点での考えということでございます。

(「分かりました。ありがとうございます。」の声あり)

●委員長（桂川委員） ほかに、1目ありませんか。

(なし)

●委員長（桂川委員） 2目学校管理費。

(なし)

●委員長（桂川委員） 3目教育振興費。
10番、堀委員。

●堀委員 小学校費の学校運営なのか、教育振興なのか、ぱっと分からなかったのですが、でも、教育委員会の管理課の所管ということでお許しいただきたいと思うのですけれども、大リーガーの大谷翔平選手が各学校にグローブを寄贈するという話が出ておりました。それについて、厚岸町の各学校のほうに、それらのグローブというものは来るのかどうなのか。また、来るとしたらばいつ頃なのか。また、それを全員分が来るわけではないわけなのですから、どうやって使用というか、そういうものを考えているのかというものが分かれば教えていただきたいと思うのですけれども。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 大リーガーの大谷翔平選手のグローブということですが、これについては全国の小学校のほうに1校当たり、グローブ三つということでお聞きしております。右利き用、左利き用とかあるそうです。希望調査、ほしいかどうかという希望調査ありまして、もちろんうちのほうではほしいですよということで手挙げをしております。

いつ来るかということですが、これは報道の記事でしかちょっと来てなくて、これについては年度内ということで私どもは把握しております。ただ、いつ来るか、厚岸に着くかというのはちょっと分からない状況です。

使用方法というのでしょうか、どう使うのだということですが、それについては学校長にお任せしている状況で、もしかしたら飾るのか、それとも1着を何か使用するのか、それについてはまだ検討中であるのかなと思います。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 全国で小学校と言ったら、1,700くらいの市町村があつて、そこに大体平均3

個くらいがあれば5,000くらいの小学校も最低でもあるのかなというふうに、私立も含めたらもっと多いのか、多く見ても1万くらいなのかもしれないですけども。そこに3個、配るとしたら、単純に考えても3万個のグローブというものが一遍に来るのかどうなのか。ここら辺は北海道の教育委員会とかが、例えばそういう取りまとめなりをして、実際に、例えば寄贈するとなると、寄贈の意思というものとかを各学校が受けるのか、それとも代表して町が受けるのか、北海道教育委員会が受けるのか、そういうものとかもまだ全然決まっていないような状況なのではないでしょうか。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） すみません、私の把握している限りでは、北海道のほうから希望調査というものが来て、そのほか、いつ来るですとか、その辺については、まだ把握していない状況でございます。

（「分かりました」の声あり）

●委員長（桂川委員） ほかに、3目ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 4目諸費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3項中学校費、1目学校運営費。
2番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きしますが、今からもう10年以上前ですね、太田中学校で非常に悲惨な事故がありまして、2人亡くなった。猛吹雪の中で起きた事故でした。これについては、どのように伝承され、そこから得られた教訓は、今どのように生かされているのか。これについてお聞きしておきたいのですが。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

太田地区での太田中学校での学校職員が巻き込まれた事故ということでございます。今から、来年の2月でちょうど20年になります。事故が起きたのが平成16年の2月23日ということでございますので、来年で20年ということになります。

この件につきましては、昨年度になりますけれども、教育委員会のほうで事故の概要を書いたリーフレットを作成させていただいております。作成後、昨年12月の校長会

の役員会、そして校長会、教頭会のほうでリーフレットをお配りし、学校職員のほうにも周知をとということで図らせていただきましたし、実は今週行われました同じ会議、校長会の役員会、そして校長会、教頭会ということで、このお話をさせていただきました。ただ、この事故の話というのは、この校長先生、教頭先生が知っているだけではなく、やはり学校職員の方が知っていなければいけないのかなと思っております。このため、校内会議ですとか、今もう冬場に入り、吹雪ということも想定されるのかなと思っておりますが、お話いただくよう、お願いしたところです。

学校職員、転勤というものがありますので、この事故の記憶というものが薄れることも想定されるものですから、教育委員会のほうでは、この冬場、始まる前に、定例校長会議、教頭会議で、この教訓となった事故についてお話させていただくと。これは毎年お話させていただくということにしてございます。この事故、記憶を風化させないよう、教育委員会としても続けていくといった状況にございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

- 室崎委員 この議場には太田の方もいらっしゃるのですが、目の当たりにしたと思いますが、この日は、下の、いわゆる光栄地区は大して荒れてなかったのです。それで、あの坂を上った上の報国寺のあたりからは、前が全然見えないような猛吹雪だったそうです。教育委員会から急を聞いて駆けつけた職員の方から聞いたら、あの坂を上ったところから学校までがものすごく遠かったという話もしていますから、大変な状況の中で起きた事故であると。

それで、午前中で子どもたちを帰そうとしたのです、私の記憶によれば。その子どもたちがみんな、それぞれ、親御さんが迎えに来たり、いろいろな形で安全に自宅に入ったというのを確認して、その先生は学校を出たのです。そして、出てすぐの学校前の道道で雪山に足を取られてしまって動けなくなったと。それで、教員室にいた先生たちがそこにいたら危ないですから、それで車を押して、除けようとして皆さん出てきて押しているところに、事故が起きるときはそういうものなのでしょうけれども、非常に運が悪く、たしか3台だったか4台、牛乳の集荷をする大きな自動車が、いつもはもっと違う北側の道を通るらしいのですが、その日はそっちが通れないので、道道を通ってきた。しかも、ある程度のスピードを出していないと、あっちこっちに雪だまりができていますから、吹きだまりができていますから、それに突っ込んで動けなくなるので、ある程度、と言っても40キロ程度だと聞いていますけれども、スピードで来たと。ところが前が全然見えない状態のところで、見えたときには、いわゆるホワイトアウトというのですか、もう間に合わないということで、そのうんしょ、うんしょとみんなで押している、それに突っ込んでしまったのです。それで、2人亡くなったわけです。たまたま私、そのとき副議長だったので、議長の稲井さんとお通夜にそれぞれに行きました。私のほうは若い教員の方の、悲惨で、本当にかわいそうでした。

そういうことがありまして、その後、防雪柵があそこに設置されることになるのですが、そういう中で起きているので、やはりそこから得られる教訓というものをきちんとくみ取って、もちろんこんなことが二度と起きては大変なことです、ないように、そ

れぞれが考えなければならないと。そういう、どういう天気になったときに、学校を休校にするかとか、いろいろなことがあると思いますけれども、そこからくみ取れるものはなるべく多くのものを教訓をくみ取って、今後に生かしていただきたいと思います。いかがでしょう。

●委員長（桂川委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） ここの一番大切なところは何かという、リーフレットをつかって配るとか、そういうことではなくて、記憶を風化させない、そして、この教訓を生かして、子どもたちの、それから先生たちの安全を守る、そういうことなのだと思います。

先日、今課長が申しましたように、先日の校長会の中で、まず役員会から始まるのです、この話は。役員会の中で協議をします。その中で意見をいただくのですけれども、校長先生自らがぜひお願いしますと。というのも、自分もこの亡くなられていた先生に関わっていた、失った一人なのですと。ですから、これは教育委員会からこういう話があったから、つなげていくのではなくて、学校現場からぜひお願いしますと言われることでもあります。ですから、私たち行政、それから学校もこのことについて、教職員として忘れない、引き継いでいくことが大切なのだという部分で、本当に一致している部分ですので、こういう形で引き継いでいきたいなというふうに思っています。

また、先日の暑さ対策の中でもお話をいただきましたが、本当に暑さの問題もそうなのですが、猛暑も合わせて暴風雪だとか暴風雨だとか、本当に自然環境に特に敏感にならなければならない、学校長はそういうところまでしっかり意識を持っていかなければならない、そういう現場に立たされています。そういうところの情報提供や、それから情報の共有というのをしっかりとしながら、それからこの教訓ということを生かしたときに、やはりきちんとした教訓があります。そういうものを受け継いでいながら、引き継いでいながら、校長先生は適切に判断をする。本当に予想されないことがこれからどんどん出てきますので、それを情報を共有する、教訓を生かしていくという形で学校に残していきたいというふうに思っております。

●委員長（桂川委員） 1 目、ほかにありますか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ、昼食のため、休憩いたします。

再開は13時といたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（桂川委員） 再開します。

2 目学校管理費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 3 目教育振興費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 4 目諸費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 5 項社会教育費、2 目生涯学習推進費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 4 目文化財保護費。

(な し)

●委員長（桂川委員） 5 目博物館運営費。
2 番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお尋ねいたします。海事記念館にいろいろ展示しているもののリスト
というものは、情報館に送り込まれているのですよね。その点、ちょっと確認します。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 海事記念館にある、例えば所蔵物ですとか、そういう
もののリストについては、情報館でも見ることができます。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 どこまでも確認なのですが、情報館にもいろいろ学芸員の研究やいろいろな
もので使われると思うのですが、いろいろな本が資料としてもありますよね。こういう
ものについては、情報館でそれがどういうものがあるのか分かって、そして場合によっ
ては、あまり一般市民が次から次と来て借りるような種類の本ではないと思うけれど
も、何かの関係で好事家や研究者がそれを見たいと思ったときに、情報館通して借り入
れるというようなことは可能ですか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） まず、今おっしゃられているのは、特に行政資料関係があるかと思います。私どもでも、今それぞれの館において持っているものが、以前より懸案となっておりまして、きちんとお互い両方で活用できるかどうかという部分での検証も進めておりますし、基本的には気づいた段階でと申しませうか、気づいた段階でそういうものをそろえるように、両館の館長と同じ方向性で考えるようにしております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 情報の共有と言いますか、公開のためにはそういうものをリストが必要ですから、その点進めていただきたいです。

それで次にお聞きしますが、アッケシソウに関してなのですが、今回、浅口市の先生がお見えになられて講演をしてくださいました。そのときに、浅口市に自生しているアッケシソウと厚岸町にあるアッケシソウが大分DNAレベルで、遺伝子レベルでいうと違うということをおっしゃっていました。朝鮮系の共通性が随分見られるというようなこともおっしゃっていました。難しい話はちょっと私も素人ですから。恐らく、アッケシソウに関してDNAレベルでもっての研究というのは、ほとんど例がないのではないかというふうに思われます。これからそういう研究が進んでいくと、アッケシソウ類の中で、これが種や亜種にまで分解していくかどうかというのも、これも今の段階ではどういうふうになっていくか、ちょっと見当もつかないというレベルだろうなという気はしているのです。

そういう中で、厚岸町ではもう20年以上前にDNAレベルでもって調査をしているのです。恐らくこれは日本中でもほとんど例がないのではないかと。その結果、この厚岸町にあるアッケシソウにもタイプが二つあるようだと。それから、この道東沿岸あちこちにあるのです。そういうものの中でぴたり合うのもあるし、ちょっとずれるのもあるというような研究出ていますよね。こういうものはあれでしょうか、どこで見れるのでしょうか。厚岸町の。例えば今言った情報館だ、海事記念館だ、水鳥観察館のあれではないかと思うのだけれども、そういうものはどこでどういうふうに公開しているのですか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今お話のありましたアッケシソウのDNAの関係でございます。ちょっと私も古い資料を情報館等には置いてありますが、その中に今言われたものが全て含まれているかは分からないのですが、それぞれの厚岸町教育委員会が進めた、この資料関係につきましては、情報館で見れるものと思っておりますし、海事記念館においては、アッケシソウのブースがございます。そこにDNAの関係を表示はしていないところでありますが、例えばそこにつきましては情報館に行けば、その調査資

料を見せれると思いますし、海事記念館の職員が持っているものは提示することはできるといってございます。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 その辺り、スムーズにぱっと出れるように、ちょっと一度見直しかけてみてください。検討お願いします。

それで、アッケシソウに関してはそういうわけで、これから遺伝子レベルでの研究なんていうのもいろいろな方が始めると思うのです。そのときに非常に大事なものは、遺伝子汚染をしていない、自生をしている元のままのアッケシソウが大事なのですよね。それで、今厚岸湖の奥のほうに自生地が僅かにありますよね。3カ所ぐらいありましたか。これに秋になったらとてもきれいだから、ちょっと船出して見に行こうやということをやられると、何が入ってくるか分からない。人がいじらないのが一番いいわけです。ここは陸地から行こうとすると熊が番人してくれていますね。それから、陸から行こうとすると遠浅の海でなかなか技術が要するようです。そういう形で守られていますので、今栽培地についてはいろいろな方に見ていただくということが大事だし、自生地についてはとにかく人を入れないで保存するというふうに、きちんとそこを分ける必要があると思います。それが一つです。

だけれども、いろいろな形で研究者が入りますよね。研究者にもこういう部分に関して非常に意を払う人と、あまりそういうことには意を払わない人と、濃淡いろいろあるようですので、その辺り、やはり教育委員会としてはきちんとしたルールをつくって、どうも話を聞いていると、それこそ今のコロナの検査をするときの防護服みたいなものを着ないと、そういう本当の自生地には入らないというようなことまでやっている研究者もいるようです。少なくとも、足拵えに関しては、全くそこらを歩いてきた靴で行くというようなこと一切しないというようなことがあるようですので、その辺りも、私は素人なので、ほんのちらっと聞いた話しかできませんけれども、きちんとしたルールをつくっていただきたい。そういう感覚をまずは厚岸の担当者が持っていただきたいと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） まず、私どもの基本的な考え方は、今ご質問者がご希望されている形、いわゆる厚岸湖に自生しているものにつきましては、人の手が届かないところにあることが非常に保存状態がいいことで守られているということ。それと試験栽培地につきましては、これは人口的に保護、増殖に努めており、さらにはこの厚岸の名のついた植物を多くの方に知っていただくという部分での住み分け、これにつきましては、試験栽培地を検討する段階から、以前より、まずはやはりほかの植物等と言えますと、盗掘ですとか、いろいろな、今言った汚染の関係、そういうものが心配されます。私たち職員の中でもその方針というか、考え方は、今まさにおっしゃれたとおりの状況でございます。

また、研究者の方、確かにいろいろな方がいらっしゃいます。今も大学等の教授の方、先日の岡山の理科大学の名誉教授の方も含めまして、いろいろ情報共有しておりますが、同じような見知で私どもにアドバイスいただいておりますので、それではない今の、また違う考えの方がいらっしゃった場合には、厚岸町教育委員会、厚岸町の考え方としては、そのような方向で守っておりますのでということをご理解いただいた上で、連携させていただきたいと考えております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よろしく申し上げます。

それから、もう1点なのですが、この前の講演会で非常におもしろい話しがいくつもありましたが、この星野という先生が、実は厚岸に何回か来ているようなことをおっしゃっていました。スゲですか、そのスゲ類の日本の学会の会長をしているような話もちらっとお聞きしました。それで、レッドデータブックというのは絶滅寸前ということで、危ないよというので環境省がつくっているのかな、その絶滅危惧種の上位に載っている植物が厚岸町であると。その実態の調査のために、門静だとか、尾幌だとか、そういうところの湿原の中に入っているのだと。自分は来ているのだということをちらっとおっしゃっていました。その辺り、あのときは海事記念館長はじめ、学芸員の皆様もいらっしゃるの、そういう情報はきちんとつかんでいるというふうに思うのですが、それちょっと教えてください。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今のスゲの関係でございます。実は講演会当日にはうちの職員が現場にいて、当然お話を伺っております。そのさらに前日、私、星野教授と共にちょっと一緒させていただく時間がありましたので、その際にも実はその今の講演会で言われたお話を事前に私もたまたま伺っておりました。ホソスゲ、トナカイスゲ、カンチスゲという3種類がございまして、私も国や北海道のレッドデータブック、リスト等をちょっと確認したところ、非常に貴重な、載っているものと載っていないものも実はありました。そういう貴重なものが当町に、先ほど申し上げられた場所などにあるということは、ちょっと今回初めて、このお話を伺ったときに気づいたこともありましたので、今後はこういう希少な植物が当町にあるという認識でちょっと思いを新たにしたいところでございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 思いを新たにはいいのですけれども、それは個人的な問題だから。そういうようなものがあるのだと。希少植物ですから、あそこのここにあるよと、行ったら取れるよなんてことはもちろん言えないのだけれども、そういうような情報というのをやはり町民の皆さんに何らかの形で知ってもらおうということには必要ではないかと思うので

す。そういうようなために海事記念館でも情報館でも何でもいいのだけれども、こういうようなことをするというようなお考えはありませんか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） この希少な植物の関係、アクセシソウについては広く皆さんご存知のことと思いますが、今、ご質問者おっしゃられたとおり、どこそこにあるということがなかなかピンポイントでお伝えすることは危険だというご意見もたくさんございます。それを踏まえた上で、ただ、当町にあると、そういうことは表示することは可能かとは思いますので、例えば今回の講演会の記録的なものなのか、その中のお話、もしくはうちの町にある希少な植物というような形で、表示すべきかどうかも含めて、それはちょっと検討させていただきたいなと思います。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 それで、実はこの話を聞いて思い出したのですが、太田中学校の裏に公園がございます。あそこに池があるのです。そこには、いわゆる太田高原にいろいろ生えている湿性植物ですか、それが繁茂していると、ではないかという話が議会でも出して、調査をしていただきました。もう大分前になりますね。そうしましたら、当時は釧路の教育大の先生か誰か、専門家に調査を依頼してお願いしたというのが一番最初議会での答弁でしたが、びっくりするような希少植物がいくつも出てきたのですよね。その後、定期的に調査をしているという話でした。このデータはどこが所管して、何年に一遍かの調査というのはどこが企画立案して行っているのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 太田農村公園の希少植物についてお答えいたします。

こちらの植物の調査につきましては、建設課のほうで予算措置させていただきまして、平成25年から調査を行っておりまして、多い年では年に2回行っております。平成25年、それから平成30年、それから令和に入りまして令和2年に1回、令和3年に2回、令和4年に1回、今年度は1回の調査を行って、一応データ収集は行っているという状況でございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

それで、この情報、実は情報館で調べたのですけれども分からなかったのです。これ、町民に対しては公開、このデータは公開されてないのですか。それとも、どういう形で公開しているのでしょうか。

●委員長（桂川委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 建設課としましては、手持ちのデータということで保管はさせていただいておるのですけれども、改めて公表とか、そういった意味合いでのデータ取りは今まで行っておりませんでした。ただ、調査のときには海事記念館の職員の方も同席していただいた上で、これまで調査をしてきたというような状況で、そういう連携は取らせていただいております。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 池の例えば壁面が崩れないようにするために補修をするとか、あるいは水量に対してこうであるとか、それは建設課が一番専門家ですよ。だけれども、そこに生えている植生、それをどういうふうに公開して、どういうふうに利用していくかというようなことになったら、これは専門家は、今海事記念館の話がちょっと出ていましたけれども、教育委員会の分野の仕事ではないかというような気がするのですが、その辺りはどういうふうにお考えなのか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今のお話でありますけれども、当方の職員が、今の建設課長が申しあげました調査には同行しているということでありますが、認識の中で、どうしてもアッケシソウですとか、そういうものの取組はしていたものの、今回のスゲ類、3 種類はじめ、今まで調査に同行しておきながらも、このあたりの認識というものが、最初のほうの質問にございました価値のあるもの、希少な植物としてご紹介するという観点から、ちょっと見直さなければならぬところであるなというふうに認識しているところでございます。

この関係につきましては、私どもの知り得た中では、こういうもの、先ほど申しあげたスゲの関係含めまして、やはり教育委員会としてきちんとやってこななければならぬことなのかなというふうに反省しているところでございます。

今後につきましては、この植物につきましても、合わせてその公開の方法について検討させていただきたいと考えております。

●委員長（桂川委員） 2 番、室崎委員。

●室崎委員 将来の方向まで出していただいたので、あまりくどく言わないのですが、そもそもここを調査するといったときに、私、言っているのですが、それから厚文の意見書も出しているのですけれども、太田中学校であそこの植物を中学生が自由研究でもって調べて発表をしているのです。文化祭だか何だか知らないけれども、そういうときに。地元の人たちの間では非常に好評だったという話も聞いているのです。ところが教育委員会はその事実をつかんでいなかったのです。あそこが単なる水溜まりとして放置

するのはもったないということで、これを教育的な、いわば原資というのですか、それに使って、大げさにいうとビオトープのような使い方できるではないかと。いろいろな、少なくとも太田中学校、それだけではない、全町でしようけれども、いわゆる教育のいい教材になるのではないかという話になったのです、そのときに。

そして、その後、当時の建設課のほうで、それは海事記念館の学芸員なんかと共同して行ったのかもしれないけれども、当時の教育大のたしか植物学の先生に連絡を取って、また、その方がすぐ来てくださって、調査をしたら、予想を遙かに上回るいろいろな植生が見られて、これは大事に下さいよということになったのですという発言もこの議場で私伺っています。

そして、それから随分来ているのですけれども、いまだにそれが建設課の所管に、建設課に押しつけているような格好になって、しかもそれは建設課としては、そのデータを使って教育的効果のあることをしようなんてことは、これは所管ではないですよ。そういうままになっているというのは、これはやはり教育委員会としては反省すべきことだと思いますがどうでしょう。

そして、これはやはり少なくとも地元のまずそのところに教育的な意義のある説明文のついた看板程度は立っていなければならないですよ。そして、この後、学校教育でも社会教育でもいろいろいいのですけれども、こういうような見たところ何の変哲もないようなスゲ類なんて、本当ただのびゅっとした草ですよ、我々が見れば。でも、実はこういうようなものなのですよ。さっき言った中のものが入っているかどうか、それは私知りませんよ。そっちはそっちでまたいろいろ貴重な太田のほうにはあると思うので、そういうことを分かってみるのと何も知らないで何だかぼさぼさ草が生えているなというのは全然違うと思いますので、そういうことを含めてご検討いただきたい。

●委員長（桂川委員） 指導室長。

- 教委指導室長（藏光室長） 今、おっしゃっていただいた内容についてなのですが、教育委員会としましては、昨年度、7月に建設課のほうで調査したデータについて、教育委員会のほうにも連絡がありまして、それを基にパンフレット、絵をつくりまして、昨年度の1月に校長会、教頭会、それから総合的な学習の時間で使えるとていい教材ですよというところはお話しているというところであります。ただ、教育委員会としては、パンフレットを出して、それでじゃあ終わりなのかというところになりますと、そういうところで教育的な効果というのは十分発揮されないというふうに考えておりまして、今回のこの希少な植物を含めて、総合的な学習の時間等で、こういうような活用できるものがありますよというものを、これから作成の方向でちょっと考えております。それを町内の全部の小中学校のほうで学習に使える大事なものの一つとして、積極的に使っていただきたいというところはまた示していこうかなと。今は、こういうものがあるのだで正直終わっているところがあるかもしれません。それをもう一步学校の教育活動の中に入れていけるような方法を検討していきたいなというふうに考えております。

●委員長（桂川委員） 教育長。

●教育長（滝川教育長） 私、ここに就任してから1年たちました。その一番最初のときに、教育長の方針は何なのだとことを問われました。私はそのときに、ふるさと学習を充実させていきたいということを述べた記憶があります。私の今方向性は、生涯学習社会の実現という中で、今生涯学習の中に家庭教育があり、学校教育があり、社会教育がある。生涯学習の枠でいろいろなことを考えています。その中で、ふるさと学習という位置づけの中で、いろいろ考えていったときに、厚岸町にはたくさんの教育資源があるのです。これは私みたく外から来ると、ここにはいろいろなものがあるのだなというのが見えてきます。そのたくさんある教育資源が何が課題かという、うまく結びついていないということが大きな課題だなということで、これについては校長会の4月の中でお話しました。たくさんある人、もの、こと、これをどう生かしていくのかということ、これをこれから考えていきたいということで話しながら、今少しずつそれが結びついていくところなんです。例えばアッケシソウについても、アッケシソウは教材的な価値があるのかということ、分析していくと、やはりあるのです。それと学校をどう結びつけようかと。今回の太田の自然、ビオトープのような様子を呈している湿地帯みたいな、すごくいい教材になっていると。これも、もし教育的な価値があるとすれば、それをきちんと位置づけて、学校教育の中でというふうに、あるし、きちんと認識されているのであれば、あとは結びつけると、何か新しいものを発見するのではなくて、結びつけるということを、これから厚岸の歴史もそうです、自然もそうです、人、もの、それから施設もそうです、そういうものを結びつけていく、こういうパンフレットみたいな、今、第一弾が、いろいろな人材等も結びつけるというのはできました。次に施設というのはできました。これから歴史や自然や、そういうものを結びつけながら、学校と厚岸町の教育的資源を結びつける、そういう作業にこれから入っていききたいと。その中に今のような話も入ってきて、学校に活用していただくと、そんなふうに指導室とも話をしているところでございます。

●委員長（桂川委員） ほか、5目ございませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6目情報館運営費。
8番、石澤委員。

●石澤委員 何年たつのかな、情報館できてから。何回か修理をして、雨漏りの修理もしていると思うのですが、今回の10月の強い雨だったのかな、そのときに、小さな子どもたちのコーナーのところに、すごい大変な雨が降って、子どもたちの場所が大変だったのだよというような話を聞いたものですから、情報館の雨漏りの対策というのはどういうふうになっているのでしょうか。すがもれみたいなのでうまくいかないのでしょうか。その辺どうですか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 情報館の雨漏りの関係、以前にもちょっとお話あったかと思います。一昨年度でしたか、大規模な改修を行った後に、風の向きですとか、雨によっては一部そういう状況が見られるケースがございました。それで、建設課のほうにも相談をしながら、業者さんにも現場に来ていただきまして、都度対応していただいている状況でございます。私の認識では、以前よりは、一部手直しというか、やってもらった感じで収まり収まるつつあるのかなと思いながらも、ただ、全て、今おっしゃったように、ときと場合によってはちょっと一部まだあるような感じがございますので、これについては引き続き、そういうところと相談しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 小さな子どもたちが集まるというか、そこでトイレもあったりして、行ったときに、そこで子どもたちを置ける場所なのですけれども、ちょっとあの場所も暗いのです。なので、もう少し情報館の中に子どもたちのゆっくりできるような場所を、ちょっと広げてもらって、その上でそういうものも対策してもらえればと思うのですがいかがですか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 大規模な施設改修ということにはならないかとは思いますが、利用の形態に合わせた、今暗いというようなご意見もございましたので、例えば場所を若干ずらしたり、違う場所を使うなど、ちょっと工夫しながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 今、5目でいろいろとお話を伺いました。それで、ちょっと気になったのは、教育長から教育委員会としての大きな方針が出まして、それは非常にありがたいなと思うので、そういうふうに進めていただきたい。

ただ、そういう大きな話、いい話の中で出てきたのは、今まで調査はしているのだけれども、そのデータは情報館に行ってなかったというようなことがはっきりしたわけです。情報館というのは情報の一元化、とくかくあそこに入れば、厚岸町の公開できる情報は、特別これは駄目だというものは別にすると全部入るのだということを目的としてつくってるわけです。ところがえてして、ある種のセクト主義なのではないでしょうか、なかなか情報館に情報がきちんと共有されていないというものがあちこちにあるのです。それにはそれなりのまた担当者には理由があるのだらうと思うから、一概には言いませんけ

れども、それでは困るのです。そういう点は町長部局も同じです。教育委員会も同じです。情報館というのは情報の一元化で、最低限でもリストが分かるというようなことをしていなければならない場所だということを徹底していただきたい。これはお願いしておきますがいかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 今の情報館の役割として、ここに来れば厚岸町の情報が一目分かるというようなことが当初の目的であり、本来の在り方だということで、改めまして、今後のデータの一元化、集め方については、各部局とも情報交換しながら、情報の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（桂川委員） ほか、6目ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6項保健体育費、2目社会体育費。
7番、南谷委員。

●南谷委員 9款6項2目社会体育費ですね。85ページ、ここに011、部活動地域移行検討協議会、ここでお尋ねをいたします。

本件について、教育振興費で8番の石澤委員が内容について、取組状況について質問があったところでございますが、石澤委員にお許しをいただいて、重複するかもしれませんが、確認をさせていただきたいと思います。

部活動の地域移行についてでございますが、教育委員会管理課からスポーツ係に所管が変わったのはなぜでしょうか。また、支出額が減額になっております。この理由について説明をしてください。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

この部活動の地域移行のお話が出てきたのが、ちょうど1年前。予算の閉め切り時期ということでありまして、まずはどこの部署で対応するかということがありましたが、協議の時間もなく、まずは教育委員会の管理課、総務係のほうで予算措置ということ考えておりました。今年度に入り、実際にこの部活の地域移行の話が出てきたときに、生涯学習分野というお話になりまして、それで今回、予算の所管替えというのでしょうか、移動というところで生涯学習課のほうに予算が移動になったというような状況でございます。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 私からは減額になった理由ということでございます。

今、管理課長からご説明申し上げたとおり、当初予算編成時にはまずは管理課でということで、いわゆる予算ですから、想定されるものを上げた中で、今生涯学習課で上げさせていただきました、この25万3,000円につきましては、ある程度、謝礼金の人数ですとか、そういうものが固まってきた中で、必要経費がある程度精査されたものということでございまして、必要な分が結果としてこれで25万3,000円になったというような内容でございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 あまり責める気はないのですけれども、答弁書にきちんと書いてあります。合併した理由、僕がこの答弁書を見て理解をした範囲では、教育委員会からスポーツ課に移る、課が移るということは考え方として、より積極的にやるために変わったと思うのです、基本的に。だけれども、一般、僕にすれば、部活動と言えばスポーツのイメージが非常に強かったのです。だから、スポーツ課になるのかなというイメージが非常に強いのです。だけれども、答弁書を見ると、文化の交流活動や芸術の部分も含めて、生涯学習課のほうに移ったのかなという気持ちに変わりました。だから、当初その僕の知っている情報の範囲では、学校の授業の後の部活動、休日の部活動の指導の学校の先生の関係で移行になるのだろうと。年次についても、先ほど石澤委員の質問でありました。だけれども、もう少しきちんと答弁してください。何で予算だったからとりあえずというのだけれども、こっちの所管が変わった理由、スポーツ係が変わったエリアというのですか、答弁書に入っている文化や芸術も含めた部活動となり、エリアが広がったのかなと、僕はこういうふうに解釈したのです。その辺について、変わりました、もう少しこの辺についてきちんと説明をしてください。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 大変申し訳ございません。

どうしても部活動と申し上げますと、私どもも当初はスポーツというのがかなり大きなウエートがイメージがございました。4月になりまして、生涯学習課にスポーツ課が合併ということでありますが、生涯学習の中にはやはり芸術文化というものがございします。部活動の中でもそういうものもありまして、教育委員会としては最終的にはこの芸術文化、スポーツ、両方兼ね備えた生涯学習課でこの業務を持つべきだろうということから、この担当課の変更があったと。それに伴う予算の変更ということでございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 もう1点、減額になったよ、それだけ僕にすれば、エリアが広がったの

に、当初思っていたよりも協議会の会員が少なくなった、こういう理解になるのです、減額しているわけですから。やはりいろいろな考えで進むのであれば、人数が多いからいいというものではないかもしれないですけども、逆行しているなど斯様に思います。この辺についてはいかがでしょうか。少数制で行くのか、どういうことで下がったのか。例えば当初、何人いて、いろいろ検討した結果、こういう体制で、どういう人手やるから少なくてもいいのですよ、こういう数字になりましたというなら分かるけれども、精査が増えたって何を精査したか、もう少しはっきり説明してください。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） この部活動の地域移行を進める上での、いわゆる協議会の部分にかかる費用ということでございます。当初につきましては、あくまでも予算の想定の中で、これにかかる協議会メンバーが18人程度必要かなということを想定したところでございます。ただ、この中で実際に協議会を立ち上げる段階で、この中にはスポーツ少年団の関係者、文化協会の役員の方、スポーツ協会の役員の方ですとか、あと実際に父兄の方、PTAの方とか、こういうふうにとどのような団体の方からまずメンバーに入っていて、ご意見を伺うのが適切かということを経理局としてまず協議いたしまして、その方たち、結果としては12名という枠の中で進んでおりますが、現在はそこまではおりません。8名の委員の中で進めている。そのほかに事務局として私ども職員が入っているということでございます。この12名という枠は、今後進め方によっては、いろいろな、もう少し幅の広い団体の方が委員に入ってくださいとか、そういうことを見越してやっているということでございます。当初から言いますと、先ほど申し上げた18名から現在の8名になったということで、今後については12名まで広げる可能性はございますが、この予算の中で今年度は進めていけるだろうという試算でございます。

●委員長（桂川委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 委員長、もう少し先に進めてしまうのですけれども、了承いただきたいと思います。

本件について、協議会の関係について、6月に3番、佐藤議員、さらには9月に竹田議員が移行の取り進め方や町の方向性について一般質問をしております。私も国からそういう関係での動きの中で、お二方がそれぞれ質問されていて、今後一生懸命取り組んでいくよという答弁をお聞かせいただいて、非常に興味を持っていますし、保護者の皆さんも将来どうなるのだろうと、いろいろ心配しておることですから、やはりきちんと、先ほど申されましたスケジュールどおり、最低でも取り組んでいただかなければならない、方向性を絞らなければならない、大変な作業だと思っています。そういう面では慎重に取り組んでいただきたいと思いますけれども、先延ばしにすることのないようにしていただきたいと思いますなど切に思います。

ただ、大都会とまた違って厚岸町、いろいろな課題があると思います。この問題、非常に大きい課題が財源の問題、それから指導者の問題、それから肝心の児童生徒の数、

これも少なくなってきました。保護者にしても子どもたちの思い、多種多様だと思います。たくさんの部活を子どもたちは選択するだろうけれども、厚岸町として限られた中で進んでいくということはルールづくりも大変だと。私は、やはりそういう部分からスタートされる担当の皆さんは大変な思いをされているのだろうと。年次はぴしっぴしっと切って、2年後にはちゃんと進みますよというけれども、私はやはり将来の子どもたちのためにも慎重に、ある意味取りかかっていかなければならない問題でもありますし、あれもこれもと言っても全部のことは私はできないと思うのです。そういう意味では、より慎重に、やれるものから一つずつきちんと段階踏んでやっていかないと、目標ばかり大きくて、やります、やりますと言ったって、できることとできないことあるわけだから、検討委員会の中でも、やはり絞り込みをしていかなければならない部分は、苦しい思いをしなければならぬ部分が出てくると思います。そういう部分についても、慎重に取り組んでいただきたいと思いますがいかがですか。

●委員長（桂川委員） 教育長。

- 教育長（滝川教育長） 部活の地域移行については、これまで数度、質問があり、答弁させていただきました。大変な思いがあるのではないかというお話ですけれども、本当に大変です。何が大変かという、まず、このまま何もしなければ、中学校からうちの学校は部活がなくなります。そのくらいの危機感を持ってやっています。これは全国的にもそうなのですけれども、私たちの町のような小さな町でいくと、本当に子どもたちが少なくなる。ピークに比べて、今4分の1に減っています、子どもが。部活もかなり減っています。これに合わせて、いつも言っている教職員の働き方改革、この三つをそのまま見過ごしておくと、行く行くはもう激減していく。もう今でももうかなり減っているのですけれども。ですから、教育委員会がイニシアチブを取って、これは進めていくしかない。どこかの誰かがやってくれるであろうではできないだろうというふうに考えています。

そして、もう一つ難しいのは、今のところ管内的にもなかなか進んでいないというのも事実です。文科省もなかなか途中から難しい状況が出てきて、もう少し時間を延ばしてもいいよみたいなこともなったのですけれども、うちはそこに乗っかってしまうと、部活がどんどんなくなっていくしますので、今いる子どもたちが不利益生じないように、選択肢が減らないように、今やっていくということで、今、多分管内でもトップだと思いますけれども、今度は5回目の協議会を開きます。その中で、今予算をどうするか、指導者をどうするかということをごんごん今審議しています。本当に毎月のように集まっていただいて、ほぼ全員の方が来ていただいて、それで喧々諤々やります。その中で出てくるのは、もうこれ厚岸スタイルでつくっていくしかないだろうと。どこかのことを真似してやるというのは、もう無理だと。しかも、うちは、ある程度今までいろいろな団体が、活動されてきた団体がたくさんある町なのですよね。そういう町の今までの活動を生かしながら進めていくということが大切なのだろうということです。

それで、慎重にということと、いきなりどんとやった場合は、多分うまくいかないと思います。それで、まず団体を立ち上げて、その中でモデルケースを指定して、

令和6年度には、まず2部活から3部活くらいを地域移行、休日の地域移行をしていく。その成果と課題を受けて、全体の土日の地域移行をしていくというふうに、まずはモデルケースをつくっていった、その中で成果と課題を明らかにしていくという手法を本町では取っていきたいと。

それから、文科省のモデル事業というのがあるのですが、そこに手を挙げるといろいろな予算面だとか、それから地域移行をしていくときのアドバイスなんかもあるのです。そんなことも今手を挙げましょうというところまで決定しました。

まずは、ここは民間ではなくて、教育委員会が主導で、私が協議会の委員長なのですが、教育委員会が中心に事務局として、そして厚岸スタイルの部活の地域移行を進めていく。それが、先ほども申しましたが、生涯学習の枠でいろいろなことを考えてくという考え方の一つなのです。ですから、今までスポーツ課と生涯学習課が分かれていましたけれども、一緒になりましたから、よりやりやすい。文化系も運動系も、それからそれ以外のものも一緒に。

それから部活の地域移行に注目されますけれども、実はこれ少年団も、それから高校の部活も、それから大きな団体も、これ、一つのまちづくりの考え方に当てはまるものですから、ここにしっかり力を入れて進めていきたいというふうに考えております。

(「いいです」の声あり)

- 委員長（桂川委員） ほかに、2目ありませんか。
2番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますけれども、スポーツ障害対策、これについてはずっと隔年でしたか、調査をして、まとめたものを出すというようなことをやってきましたけれども、これも恐らくコロナで中断してしまった状況ではないかと思うので、このあたり、今どういうふうになっていますか。

- 委員長（桂川委員） 休憩します。

午後1時49分休憩

午後1時51分再開

- 委員長（桂川委員） 再開いたします。
生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（川越課長） 貴重な時間を申し訳ございません。

この障害の関係につきましては、令和4年度、令和5年3月に講演会を行っております。これはスポーツ係が中心となりまして、これはテーピングですとか、けがを予防するという観点から、小中学生、高校生、それとその保護者を対象に行っております。その以前につきましては、コロナの関係もございまして、2年ほど中断していたというこ

とでございますが、令和4年度、令和5年3月にテーピング講座をやってございます。

●委員長（桂川委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

そうすると、コロナ以前の状況に今戻って、それで実態調査なんかもまた隔年でしたか、それでやっていくということですね。今、その前に、いわゆる部活動の地域移行だとか、そういうような問題があると。また、スポーツ障害に関しても、いろいろな新たな場面というのでも出てきかねないと思うのです。そういうことを含めて、どうかよろしくお願いしたい。

●委員長（桂川委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（川越課長） 先ほども申し上げた協議を進めていく中のメンバーにつきましては、今後必要な方が出てくれば、もちろんお仲間に入っていただきまして、貴重なご意見を賜りたいと考えているところでございます。今おっしゃられた部分が当てはまるのかもありますが、そういう必要な専門家の方につきましては、このメンバーの中に入っていただくとすれば、検討する人材ということで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

●委員長（桂川委員） 10番、堀委員。

●堀委員 項目もないので端的に質問させていただきたいと思うのですが、先ほど、小学校費のほうでお聞きした大谷選手のグローブの関係だったのですけれども、町民にとっては大変興味のある、持たれている方も多いうように聞きます。そういった中では、せっかくそうやって各学校に寄贈されるのであれば、一度見てみたいなのというような声が大変多く聞こえるといった中では、先ほどまだまだそういう詳細がはっきりしないというものはあったのですけれども、帰属される学校長の許可というものの、理解というものを得た上で、1週間なり10日くらい、例えば1階の幸せにかけの橋が展示されているようなブースをちょっと借りるなどして、ああいうものにでも、ちょっと1週間か10日くらいでも、誰にでも見れるようなこともちょっと検討していただきたいなど。これから学校に上がっていく子どもたちにとっても、やはりそういう直に見ることにもよって、スポーツに対する意欲、喚起というものにもつながっていくと思うので、ぜひそこら辺検討していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（桂川委員） 管理課長。

●教委管理課長（諸井課長） 貴重なご意見ありがとうございます。

大谷選手のグローブ、私も興味ありますし、皆さん興味あることだと思います。本当、見る機会というのは、小学校に置くのであれば、そこでしか見れないということで

もありますので、これはぜひ検討させていただきたい。そして、ぜひ皆さんに見てもらえるように検討したいと思っておりますので、ご理解願います。

- 委員長（桂川委員）　ほか、2目ありませんか。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　進めます。
3目温水プール運営費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　4目学校給食費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　11款1項公債費、1目元金。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　2目利子。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　12款1項1目給与費。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　92ページから95ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な　　し）

- 委員長（桂川委員）　以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債については、6ページの第2表地方債補正と、7ページ、地方債に関する調書補正です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号 令和5年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第87号からの審査の進め方は、款、項により進めます。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 8 款諸収入、3 項雑入。
8 番、石澤委員。

- 石澤委員 説明がなかったので、第三者納付金で、賠償金となっているのですが、78万9,000円、これ何があったのですか。

- 委員長（桂川委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

交通事故に遭われた方についての、町が一度立て替えまして、保険会社からその損害賠償請求が送金されたことによる入金ということになってございます。国保連のほうか

ら、令和5年10月10日に通知がありまして、1名の方の損害賠償金ということで、送金がありますということで128万9,148円ということの、今回78万9,000円を計上させていただいているということでございます。

●委員長（桂川委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 町が何らかの形で関わった交通事故での賠償金なのですか。

●委員長（桂川委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

国保の被保険者の交通事故等による保険給付ということでございます。

●委員長（桂川委員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 私のほうから補足させていただきます。昔、やっていたものですから。

今、町民課長が言いたいのは、国保の被保険者が、今回の交通事故に遭ったときに、交通事故は本来、第三者の行為の場合は、当事者の場合は適用になるのですが、第三者、例えば違う保険に入っていたり、自賠責保険、車の保険ございますよね、それから出る場合は、一旦国保で立て替えをするのですが、本来、国民健康保険から支出する給付ではございませんので、その自賠責保険等からその分が戻ってくるというものでございます。

●委員長（桂川委員） ほか、ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） なければ、以上で、歳入を終わります。

次に、8ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5項特別対策事業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3款1項国民健康保険事業費納付金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。
7 番、南谷委員。

- 南谷委員 9 款 1 項 1 目保険税還付金でお尋ねをいたします。

当初予算100万円の計上に対して、50万円の補正でございます。たしか僕の記憶では、今回のこの時期に50万円の補正というのは、例年より還付金が多くなっているのではないかと思います。この増額の内容について説明をしてください。

- 委員長（桂川委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えいたします。

当初予算100万円計上させていただいております。10月17日現在、12件の支出済みがございます、この金額が46万4,900円ということでございます。予算残額も53万5,100円があるのですが、10月分の移動として2件ございまして、合わせて60万5,400円がございます。ですので、予算不足7万300円、それと合わせて今後の見込みということで、合わせて50万円の計上となっているところでございます。

- 委員長（桂川委員） 7 番、南谷委員。

- 南谷委員 例年と比較してどうなのですかということを聞いていたのです。今、実績言ってくれたのだよね。だから、見込みの分も含めて、総体の数字を教えてください。例年と比較してどうなのだ、何でこれだけ50万円今回多いのということを聞いているのです。

- 委員長（桂川委員） 税務課長。

- 税務課長（鈴木課長） 還付金の額の関係ですので、私のほうから答えさせていただきます。

昨年度、令和4年度は12件で、決算額が38万8,600円ございました。その前なので、令和3年度は16件ありまして、令和3年度は186万6,420円という額になっております。

- 委員長（桂川委員） 副町長。

- 副町長（石塚副町長） すみません、ちょっと補足させていただきます。

資格の遡及部分というのがございまして、資格が変わったにも関わらず、被保険者が手続きをしていない場合等が、例えばずっと国保で課税していたものを、実は社会保険でしたというのが、本来はすぐ2週間以内に届けなければならない義務を被保険者の方は持っているのですけれども、それを行っていないくて、気づいたときに手続きをしたと、こういった場合に、今、町民課長、それから税務課長がお答えさせていただいた戻す部分が出るのですが、それは毎年同じような額が推移するというのではなくて、その時点で発生した場合によって生じますので、どうしても年度間で増減というのは発生しますので、それについてはちょっとご理解をしていただきたいと思います。

（「分かりました」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 進めます。

12ページから14ページまでは給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号 令和5年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 項手数料。ありませんか。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6 款 1 項繰越金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 8 款諸収入、1 項雑入。

（な し）

●委員長（桂川委員） 9 款 1 項町債。

（な し）

●委員長（桂川委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 4 款 1 項公債費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 14ページから16ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条地方債の補正です。

地方債については、4 ページ、第2表地方債補正と、5 ページ、地方債に関する調書補正です。ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第89号 令和5年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

6 ページ、7 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

8 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 款諸収入、2 項雑入。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 7 款 1 項町債。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、10ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項下水道事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3 款 1 項公債費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 16ページから18ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条地方債の補正です。

地方債については、4 ページ、第 3 表地方債補正と、5 ページ、地方債に関する調書補正です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 令和5年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は、歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項国庫補助金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 5 款1 項支払基金交付金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2 項道補助金。

(な し)

●委員長（桂川委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 10 款諸収入、2 項雑入。

（な し）

●委員長（桂川委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3 項介護認定審査会費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 3 項介護予防生活支援サービス事業費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 5 款 1 項介護給付費・準備費基金費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 16ページから18ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第91号 令和5年度厚岸町介護老人施設事業特別会計補正予算を議題といたします。
1 ページ、第1 条は、歳入歳出予算の補正です。
2 ページ、3 ページは、第1 表歳入歳出予算補正です。
4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。
6 ページ、歳入から進めてまいります。
7 款1 項繰越金。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 8 款諸収入、1 項雑入。ございませんか。

（な し）

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、8 ページ、歳入に入ります。
1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 12ページから14ページまでは、給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にご覧いただけますか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第92号 令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。
最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。
次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。
10ページ、令和5年度厚岸町水道事業会計補正予算説明書をお開きください。
収益的収入から進めてまいります。
1款水道事業収益、2項営業外収益。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。
1款水道事業費用、1項営業費用。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 2項営業外費用。

(な し)

●委員長（桂川委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

12ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 6 項補償金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

（な し）

●委員長（桂川委員） 2 項企業債償還金。

（な し）

●委員長（桂川委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページをお開きください。

第5条、企業債の補正です。

（な し）

●委員長（桂川委員） 次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

（な し）

●委員長（桂川委員） 次に、第7条、他会計からの補助金の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 次に、第8条、棚卸資産購入限度額の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 3ページと4ページは、補正予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 5ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6ページから9ページまでは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 14ページから17ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 総体的にございせんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号 令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に、1ページ、第2条、業務の予定量の補正です。

次に、第3条、収益的収入及び支出の補正です。

13ページ、令和5年度厚岸町病院事業会計補正予算説明書をお開きください。
収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

●委員長（桂川委員） 2 項医業外収益。

(な し)

●委員長（桂川委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(な し)

●委員長（桂川委員） 2 項医業外費用。

(な し)

●委員長（桂川委員） 以上で、収益的支出を終わります。
1 ページへお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出の補正です。

(な し)

●委員長（桂川委員） 16ページをお開きください。
資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（桂川委員） 2 項補助金。

(な し)

●委員長（桂川委員） 以上で、資本的収入を終わります。
次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページを開きください。

第5条企業債の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 次に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 次に、第7条、他会計からの補助金の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 次に、3 ページ、第8条、棚卸資産購入限度額の補正です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 4 ページと5 ページは、補正予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 6 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 7 ページから12ページまでは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 17ページから19ページまでは、予定貸借対照表と注記です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（桂川委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（桂川委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（桂川委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和５年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算８件の審査は、終了いたしました。

よって、令和５年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後４時14分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 5 年12月 8 日

令和 5 年度各会計補正予算審査特別委員会

委 員 長